

第2日目（3月1日）

○議 長（塩谷寿雄君） こんにちは。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。

なお、病院事業管理者から欠席、牧野晶君から欠席の届出が出ていますので、報告いたします。

〔午後1時30分〕

○議 長 本日の会議は議事日程（第2号）のとおりといたします。

○議 長 ここで、市長から発言を求められていますので、これを許可します。

市長。

○市 長 大変貴重なお時間をお借りします。一言お礼だけ、お話をさせていただきます。議会の皆さんに、また今年度も大変心温かいご配慮をいただきまして、先ほど午前中に六日町高校の卒業式に出席させていただくことができました。本来ならば9時半からの開会が常であります。就任以来5年にわたりまして——一時はコロナの関係で出られないこともあったのですけれども、今回も191人の卒業生の前で、できれば、帰ってくるふるさどがあるということも含めていろいろな意味で激励することができました。皆さんの温かい配慮に心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議 長 これより、特別会計及び事業会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となっておりますので、運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質疑の機会を譲るようお願いいたします。

大綱質疑からあまり逸脱した場合は、発言を制限することもありますので、改めてご配慮願いたいと思います。

○議 長 日程第1、第9号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第9号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和3年度当初予算編成では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、所得の減少による国民健康保険税収入の減少を大きく見込んだところでしたが、予想よりも減少幅は小さなものにとどまる見込みとなっております。このことから新年度予算では、被保険者数は減少傾向ではありますが、保険税収入は、前年度予算よりやや増額を見込んでいるところであります。

また、1月に県から示されました国民健康保険事業費納付金の本算定も減少しておりますが、これもコロナ禍における受診控えの影響による一時的なものと考えているところでございます。一方で、被保険者1人当たりの医療費は徐々に上昇しているということから、今後引き続き予断を許さない運営状況となっております。基金繰入金による調整によりまして、

新年度も保険税率を据え置いて当初予算を編成いたしました。令和3年度所得が確定した段階で、改めて保険税率について検証する予定とさせていただいております。

歳入では、国民健康保険税は、前年度比で5,863万円増の10億2,243万円を、県支出金は、前年度比3,392万円増の39億1,167万円を計上いたしました。また、支払準備基金繰入金は、歳入歳出の調整として、前年度比2億1,000万円減の6,000万円といたしました。

歳出を申し上げます。保険給付費は、前年度比1,421万円増の38億2,066万円を、国民健康保険事業費納付金は、県の算定に基づき前年度比7,118万円減の13億9,431万円を計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度比で1億1,300万円、2.0%減の54億2,800万円としたいものであります。よろしくご審議をいただきまして、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第9号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

被保険者数1万1,754人と見込んで編成された予算であります。保険税は10億2,243万円と積算してあります。国保税が高いという批判が続いている中、支払準備基金からの繰入れが6,000万円と昨年よりも少ない。保険税のうち、現年課税分は1人当たり5万4,040円で、昨年より5,618円の増であります。後期高齢者支援金分は1人当たり2万3,036円で、昨年より2,571円の増。介護納付金は1人当たり2万4,054円で、昨年より381円の増であります。しかし、税率は昨年と同じで予算組みをした。

そこで1、税率は昨年と変わらなくても、1世帯当たりの国保税は上がると予想されるが、住民に寄り添った丁寧な納付相談体制はどうなるのか、伺うものであります。

次に、保険給付費は38億2,066万円で予算組みされている。国保加入者が減る中でも昨年とほぼ同額であります。高額療養費が4億6,650万円で生まれ、医療の高度化が保険給付費の上昇につながる傾向は変わらないようである。新型コロナウイルス感染症による在宅医療や、在宅看護のサービスを使うことは制限されないような体制づくりが必要であります。何よりも病気の早期発見と病気にならない体づくりが課題であります。

そこで2、特定健康診査や健康づくりを一層強化した予算組みであるのか。

以上、2点を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 大綱質疑にお答えいたします。まず、1点目の丁寧な納付相談体制はどのようになるのかということですが、令和3年度の当初予算はコロナの保険税収入への影響がどの程度になるのかということで、非常に見込みが難しく、またその時点では市内経済の状況から市民負担をできるだけ抑えることに配慮して、支払準備基金のほぼ全額を使

っての予算編成とさせていただいたものであります。

結果としては、昨日の補正予算第3号にありますように、幸いにして前年を大きく下回ることなく経過しているという状況です。なので、令和4年度予算ではそれらの状況を勘案しながら、現行税率を変えずに予算編成を行ったところです。若干の制度改正はありますが、高所得者層を除いて一般的な世帯では負担の率は変わらない。また、低所得者に対する保険税軽減措置——7割、5割、2割の軽減ですが——は継続されるということでありま

す。さらに子育て世代への支援として、新たにゼロ歳から6歳の未就学児の均等割額の2分の1の軽減が行われるということでもあります。保険税の納付が困難な滞納者に対しましては、これまでも催告書や短期証の保険証の更新に併せて、案内文書を年4回送付させていただきまして、納税相談を促しているところでもあります。相談に来られた方には丁寧に生活や収入の状況などを聞き取らせていただいて、納税計画を作成しているところでもあります。

また、その際生活困窮をお感じになっている、そういう方であれば、生活再建に向けて関係課や社会福祉協議会を紹介することで、そういう意味の連携を図っているところでございます。今後も納税者に寄り添った相談体制を丁寧に行うことで継続させていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2つ目のご質問の、特定健康診査や健康づくりを一層強化した予算組みかどうかということではありますが、市の健診事業がこの感染症の影響によりまして、令和2年度には大幅に減少せざるを得なかったということでもあります。その影響は令和3年度も続いておりまして、健診の体制は——体制自体は戻しましたが、低下した健診の受診率はなかなか回復しておらない。今後、高齢者をはじめとした市民の皆さんの健康管理が大変心配されるところであります。

受診率の向上を図るために、まずは何よりも感染症対策をしっかりと施して、安心して受診できる体制を整えていく——当然のことではありますが、これを行い、令和4年度は特定健診の未受診者——受診されていない方々の対策に重きを置いて、対象者のお気持ちにより強く働きかけるよう、新たな手法による受診への勧奨事業を行っていきたいと考えております。感染予防で大変縮小していました保健指導や各種健康教育などのこういった事業につきましても、令和4年度は拡大していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第9号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第2、第10号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 第 10 号議案 令和 4 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療の保険料率につきましては、新潟県後期高齢者医療広域連合において、2 年ごとに見直しが行われています。令和 4 年度は、その改定年に当たりますが、令和 4 年度、令和 5 年度の料率につきましては、現在の保険料率のまま据え置くこととされております。均等割額 4 万 400 円、所得割率 7.84%となっております。今後の数年間で、いわゆる団塊世代の皆様が非常に多く後期高齢者医療制度に加入してくるということから、保険制度を安定的に運営することが全国的により重要な課題となっております。

令和 4 年 10 月からは、窓口負担の原則 2 割化をはじめとした制度改革が行われる予定となっております。世代間や公費を含めた負担の在り方、医療費の適正化など、将来にわたって高齢者が安心して医療を受けられる持続的な制度の維持のために、国において継続した議論が望まれるところであります。

新年度予算につきましては、主として被保険者数の増などを要因に、歳入では、保険料は前年度比 1,112 万円増の 4 億 6,142 万円、繰入金は前年度比 62 万円増の 1 億 4,044 万円を計上しました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比 1,388 万円増の 5 億 9,257 万円を計上しました。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度比 1,300 万円、率にして 2.1%増の 6 億 1,000 万円としたいものであります。よろしくご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

大綱質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 ただいま議題となっております第 10 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議長 長 日程第 3、第 11 号議案 令和 4 年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 11 号議案 令和 4 年度南魚沼市介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 4 年度は、第 8 期介護保険事業計画の中間年に当たります。増大する介護費用を抑制するため、各種の介護予防事業等に取り組みながら、基本目標の地域包括ケアシステムの深

化と推進を目指していくこととしております。また、次期計画の策定に向けて、介護予防・日常生活圏域のニーズ調査、及び在宅介護の実態調査を実施することとしております。

歳入を申し上げます。第1号被保険者の保険料は、被保険者の人数及び所得を基に算定し、前年度比で643万円、0.4%増の14億4,046万円となりました。また、介護給付費に対する国・県及び市など、それぞれルールに基づく補助金、負担金及び交付金などの算定額のほか、介護給付費準備基金から、前年度比では1,153万円、19.3%増の7,120万円の繰入れを行い、保険料の増額の抑制をさせていただいております。

歳出を申し上げます。令和3年度の給付実績を踏まえながら、第8期介護保険事業計画に基づく各種サービスの推進分を見込んで算定し、保険給付費を前年度比では6,602万円、1.0%増の64億8,265万円とし、また、地域支援事業費を前年度比667万円、2.8%増の2億4,661万円としました。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度比400万円、0.1%増の68億8,600万円としたいものであります。よろしくご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第11号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

第8期保険事業の中間年であります。65歳以上人口を1万8,727人として組まれた予算でもあります。介護が必要な方に寄り添うサービス提供となり、介護予防、認知症予防という難題に取り組む保険であります。新型コロナウイルス感染症による介護サービスの利用制限が起きないようにしなければならない。特に在宅介護サービスを利用する高齢者だけの世帯、高齢者の独居世帯、その情報を民生委員など関連する機関で共有し、介護度の悪化を防がなければならない。

そこで1、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で、関係機関の情報共有を強め、介護度の悪化を防ぐ予算編成であったのか。

次に介護人材不足で、必要なサービスが必要な方に提供できないという事態を改善することも重要である。保険料は14億4,046万円、繰入金は11億1,887万円、保険給付費は64億8,265万円、地域支援事業は2億4,661万円で編成された予算であります。

そこで2、施設介護、在宅介護の人材不足に対応するために、どのような予算編成をしたのか。

以上、2点を伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それではお答えをいたします。まず、1つ目の情報共有を強めて、介護度の悪化を防ぐ予算編成かどうかということですが、令和4年度においても新型コロナウイルス感

感染症の収束は不透明な状況というのがございます。地域包括ケア会議等の各種の会議につきましては、予防対策を実施しながら開催を続けております。状況に応じてオンラインなども利用して開催しているということです。今後も、関係機関との連携の強化を怠ることなく、引き続き行っていきたいと考えております。

サービスの利用自粛や人と接する機会の減少など、認知症状の進行や身体機能が低下することがないように、サービスの提供を継続することも非常に重要と考えております。介護予防の各種事業等は感染症予防対策をしながら、令和3年度と同様に実施し、送迎付き機能訓練事業——生きがいアクティブ教室などの会場を増やすなど、より参加しやすい事業となるよう予算編成をしたものでありますのでよろしく願いいたします。

続きまして2点目であります。施設介護、在宅介護の人材不足、これに対応するための予算かどうかということであります。介護施設の全体の人材不足への対策として、ご存じのとおりであります。継続させていただく事業として、研修費の助成、また介護支援専門員の受験対策講座の開催、昨年からは始めております介護人材確保緊急5か年事業を実施してまいります。

また、令和4年度からは新たに在宅介護者への支援として、介護に係る身体的、また経済的な負担の軽減を図るため、何よりも心持ちを明るくできるように、そういう配慮も含めて新規事業として取り組ませていただこうと思っております。在宅介護での起き上がりとか立ち上がり、または体を移すとか、そういった際の介護用補助用具の購入費を助成する在宅介護者応援事業を開始したいと考えております。

誰もができる限り、住み慣れた自宅で最期まで人生を全うしていただきたいという、そういう気持ちを皆さんお持ちでありますので、これを支えるご家族を応援する事業であります。これらにつきましては一般会計予算として計上しておりますので、よろしく願いいたします。この会計ではございませんが、よろしく願います。

以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第11号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第4、第12号議案 令和4年度南魚沼市城内診療所特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第12号議案 令和4年度南魚沼市城内診療所特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

城内診療所につきましては、所長を中心として非常勤の医師からのご協力のもと、無床の

——ベッドのない診療所として外来診療を行っております。令和4年度につきましても、地域に必要なかかりつけの医療機関として、安心、安全な医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

予算を申し上げます。歳入では、前年度実績及び年間の診療日数などに基づきまして、外来収入を前年度比では10.5%減、3,779万円。予防接種や健診など、その他の診療収入を前年度比3.6%増の1,245万円と見込んでいます。

歳出を申し上げます。診療所の運営経費について、総務費を前年度比2.3%増、9,135万円。医業費では実績を基に不用額を削減いたしまして、前年度比19.5%減の459万円として計上しています。

なお、収入見込みにより支出に不足する額4,500万円につきましては、一般会計から繰り入れることといたしております。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を前年度比では100万円、1.0%増の9,700万円としたいものです。よろしくご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第12号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第5、第13号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第13号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計予算につきまして提案理由を申し上げます。令和4年度予算は、業務予定量として、給水件数を前年度と同様の2万3,900件、給水人口を前年度比1.2%減の5万3,200人、年間総給水量は、人口とほぼ同率減の585万2,000立方メートル、主要な建設改良事業を7億1,187万円と見込み、編成をしています。

収益的収入及び支出につきましては、収入では、給水収益を前年度比で1.1%減と見込み、収入合計は19億1,639万円と計上しました。支出では、営業費用として、施設管理費や事務費など17億707万円、営業外費用として、企業債利息や消費税など1億5,041万円を計上、支出の合計は、前年度並みの18億6,849万円を計上しております。収益的収支の差引きでは、税込みで4,790万円の利益を見込みました。

なお、損益計算書の税抜きレベルでは、純利益995万円となる大変厳しい経営状況となっ

ています。また、水道料金の改定につきましては、本年度中に具体的な料金体系案の作成を目指してまいります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では企業債、他会計出資金及び国庫補助金など、前年度比 5.6%減の 5 億 5,765 万円を計上しています。支出では、建設改良費や企業債償還金など、前年度比では 5.5%減の 16 億 4,412 万円を計上しています。

主な事業といたしましては、非常用水源を柱とした塩沢地域全体の水源再構築、老朽化施設の改築及び重要給水施設への管路の耐震化に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

収入が支出に不足する額は、前年度よりも約 6,200 万円減の 10 億 8,647 万円となり、損益勘定留保資金等で補填し調整したところであります。よろしくご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 13 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

有収水量 585 万 2,000 立方メートル、給水人口 5 万 3,200 人で組まれた当初予算であります。給水収益は 15 億 9,758 万円、企業債償還金は元利合計 10 億 2,453 万円を編成されております。貸借対照表によりますと、固定負債の企業債は 67 億 8,017 万円から 63 億 7,870 万円に減るが、現金及び預金が 19 億 1,448 万円から 16 億 8,338 万円に減る。総資産は 268 億 9,870 万円から 262 億 9,679 万円に減る。巨額な初期投資による不安定経営が続く中で、新たな水源施設への投資を含めて、施設更新費用の捻出が課題である。

キャッシュ・フローを見ると、業務活動はプラス 8 億 94 万円、投資活動はマイナス 6 億 859 万円、財務活動はマイナス 4 億 2,345 万円である。総じて資金はマイナス 2 億 3,110 万円、期末残高が 16 億 8,338 万円と見込んでいる。

そこで、3 点をお伺いいたします。1、漏水対策は新たな取組があるのか。2 点目、塩沢地域の地域別水源整備で、実際の運用計画はいつ発表になるのか。3、料金改定に向けての取組の中で、製造原価と供給単価の逆ざやを含めた大口使用者への説明をどのように進めるのか。

以上、3 点であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは 3 点、ご質問にお答えいたします。1 点目の漏水対策、新たな取組はということであります。改定経営戦略によりまして、現在、中長期の経費削減を図り、事業推進しているところですが、給水原価——これは製造原価が、供給単価——販売単価を上回る経営状況は、水道事業が抱える課題の大きいところでございます。

直近の令和 3 年度中間決算で見ますと、上半期の有収率は 81.42%となりました。令和 2 年

度の年間有収率が 78.2%でしたので、中間ですけれども 3.2%の改善が見られたということでございます。また、冬期間は雪の影響によって漏水の発見が遅れるという可能性があるため、使用が少なくなる深夜の配水量に注目して、調査や監視を強化しているところです。

今後の対策でございます。ブロック別の漏水調査を行う。加えまして、深夜の配水量が多い地区を対象とした夜間漏水調査を実施する予定としています。また加えまして、これまであまり注目してこなかった消火栓——消火栓本体の水抜き栓の不良などによる漏水についても調査を実施することにしています。今後も漏水の可能性を迅速に把握ができるような施設管理に努め、経費削減の成果を数字でお示しすることができるように改善を図ってまいりたいと考えております。

2つ目のご質問であります。塩沢地域の実際の運用計画はいつ発表できるのかということですが、災害時の大規模断水の回避、そして何よりも畔地浄水場の更新費用の抑制の2つが大きいテーマですが、塩沢地域で水源開発の事業投資を今集中的に実施しているという状況です。水源再構築を図る事業展開については、次のように進めていく計画でありますので、お聞き取りをいただきたいと思っております。

令和4年度は、まずは舞子浄化センター内に設けました井戸の電気機械設備及び送水管を優先的に整備する。中之島、石打地区の非常用水源としての機能を確保していくということでありまして、この時点で塩沢地域全体の非常用水源は、一通り確保したことになると考えております。

舞子浄化センター内の井戸は、大変水量が豊富である。そして石打地区や上田地区にも送水が可能な位置に立地しています。この水源の機能を充実させることによりまして、各地の井戸を2本ずつ設けるといふ必要がなくなる。さらに効率的な事業投資を図ることができるということから、より詳細な運用方法の検証を現在業務委託しているところです。その成果に基づきまして、塩沢地域の運用計画をお示しする時期が来ると考えております。

今後は、六日町市街地の地盤沈下による影響の検証も行いながら、井戸水源の常用化と畔地浄水場の在り方を決定していくことになるかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3番目のご質問です。大口使用者への説明をどのように進めるのかというご質問ですが、この感染症の影響を受けまして、経済活動が大きく縮小を続けていると認識しています。この時期に料金改定を行うということは、慎重な対応が必要だと我々は考えております。

水道料金の算定は、全国共通の水道料金算定要領というのがありますが、これに基づきまして、一定期間の総括原価を算出して、水道メーターの口径別に料金を配分して決定することとしています。このように水道料金設定は、全国的な基準に南魚沼市の特性を重ねて料金改定案を提案して議論を進めてまいりたいと考えております。

大口使用者への説明についてですが、水道料金が一般家庭と企業、そして事業者間で不公平を感じる料金負担とならないように、客観的なルールに基づく口径別料金の設定に理解を得られるよう説明を重ねていきたいと考えております。値上げとなります使用者の皆さんに

つきましては、誠実に料金改定の必要性を、また水道使用者間における負担の公平性の確保、大口使用者が担うべき負担割りにについても、同時に説明を進めていきたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 13 号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をよろしくお願いいたします。

○議 長 日程第 6、第 14 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 14 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。令和 4 年度予算につきましては、感染症の影響から回復を見込みまして、病棟再編による医療機能の充実による経営改善、それとそのためにより必要となる医療人材を確保することによりまして、市民の皆さんに安全・安心な医療を継続して提供することを目的に編成しています。

収益的収支については、大和病院事業では、1 日平均の入院患者数を 40 人、外来患者数を 140 人と見込み、また市民病院事業では、1 日平均の入院患者数を 126 人、外来患者数を 464 人と見込んで、それぞれ収益と費用を計上しています。

大和病院事業では、収入において、医業収益に事業所健診や予防接種などの収益増を見込み、介護保険収益と合わせた合計 12 億 1,982 万円に、一般会計補助金などの医業外収益等 2 億 3,092 万円を加えた総額で 14 億 5,075 万円といたしました。

支出では、職員数の増加による給与費の増額などを計上し、医業費用 14 億 3,069 万円とし、医業外費用等 3,005 万円を加えた、総額では 14 億 6,275 万円とし、差引き 1,200 万円の赤字を計上しております。

市民病院事業を申し上げます。収入において、医業収益では、病棟再編による病床利用率の向上などによる収入増、介護保険収益の合計 36 億 9,639 万円に、一般会計補助金などの医業外収益 4 億 2,957 万円と、特別利益として玄関ポーチ庇の再建に係る建物損害共済金の見込額 5,000 万円を加えた、総額 41 億 7,596 万円といたしました。

支出では、病棟再編等に係る職員増による給与費の増額などを計上した医業費用 44 億 103 万円に医業外費用等 2,882 万円を加えました、総額 44 億 2,986 万円とし、差引き 2 億 5,389 万円の赤字額を計上しています。

次に、資本的収支についてであります。2 つの病院の支出に、医療器械等購入費及び企業債償還元金を計上し、それに対する財源として企業債及び一般会計繰入金を計上しています。

大和病院事業の収入では、企業債 3,000 万円や一般会計繰入金 5,053 万円等で、総額 8,053

万円とし、支出では、医療器械購入など建設改良費 3,150 万円と企業債償還金 9,407 万円で、総額 1 億 2,557 万円として、差引きで 4,503 万円の赤字額を計上しています。

市民病院事業の収入では、企業債 5,000 万円や一般会計繰入金 1 億 7,224 万円等で、総額 2 億 2,224 万円とし、支出では、医療器械購入費に係る建設改良費 5,000 万円と企業債償還金 3 億 3,925 万円で、総額では 3 億 8,925 万円として、差引きでは 1 億 6,700 万円の赤字額を計上しています。

病院事業合計では、支出が収入を上回る予算となっており、収支全体で不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填することとしたいものであります。令和 4 年度は、経営改善に向けまして大きな取組を進めていく初年度として、今後の安定的な経営につなげていくための予算計上とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ご審議の上、決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 14 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響が少しずつ和らいでいるようである。しかし、一般会計からの繰入れをしてもなお、収益的収支はマイナスという赤字予算を組まざるを得ない状況は昨年と同じである。

収益と費用だけで見ると、大和病院はマイナス 1,200 万円、市民病院はマイナス 2 億 5,389 万円である。医業収益と医業費用で見ると、大和病院はマイナス 2 億 3,176 万円、市民病院は 7 億 6,136 万円となっている。医業収益に対する給与費の割合は、大和病院が 73.6%、市民病院は 68.45%である。

元利償還金は大和病院が 9,627 万円、市民病院は 3 億 5,477 万円である。貸借対照表を見ると、現金及び預金は 5 億 2,832 万円から 3 億 8,831 万円まで減り、固定負債は 45 億 8,463 万円から 41 億 8,191 万円へ、そして流動負債も 13 億 8,054 万円から 13 億 5,008 万円へと減る予定である。総資産は、79 億 5,897 万円から 74 億 4,971 万円へ減ると提案されている。

そこで、3 点お伺いいたします。1 点目、赤字予算を組まざるを得なかった原因はどこにあると認識しているのか。2 点目、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、在宅診療と訪問看護をどのように強化するのか。3 点目、地域包括ケア病床への転換と、回復期リハビリテーション病棟への転換で何を変えようとしているのか。

以上、3 点であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、3 点お答えをいたします。まず、1 点目です。赤字予算を組まざるを得なかった原因であります。病院事業につきましては、開院以来、経常的に赤字経営となっています。このことは地域の医療ニーズに応えなければいけない公立病院として、収

益率のよい診療科だけではなく、不採算部門といいますか、不採算な部分であっても、その地域が必要とする診療科を担い、市民の皆さんにとって安全で安心な、また安定的な地域医療を提供しなければならないということから、多くの非常勤医師の皆さんを招聘しなければならないという、構造的な部分が私は大きな要因であると考えております。がために、いろいろ取り組んでまいりました。

経営改善のために、患者数の増加やHCUの取組など、医療収益の増収を目指していますが、非常勤医師への報酬や診療材料、また医療機器の維持などの経費の削減には苦慮しているところでありまして、結果として赤字になっています。しかし、4月からは病棟機能の再編や新たな常勤医師の皆さんの確保などによりまして、病床利用率の向上や非常勤医師の皆さんに係る経費などを削減し、経営改善に向かい取り組んでいきたいと考えているところでありますので、よろしく願いをいたします。

2点目を申し上げます。在宅診療と訪問看護をコロナ禍でどのように強化するかということとあります。感染症の流行以来、市立病院群ではケアマネジャーや関係機関と連携するとともに、ご家族からの情報収集、また患者さん本人の状態の確認、医師、看護師の皆さんの感染予防対策を厳格に行いまして、感染症に罹患しているか否かの有無にかかわらず、訪問診療や訪問看護を提供してきています。

今後も患者さんやそのご家族が安心して在宅で療養生活を過ごしていただけるように、感染拡大の最中ではありますが、新規患者の受入れも行いながら、在宅医療を継続していきたいと考えているところでありますので、よろしく願いをいたします。

3点目のご質問です。地域包括ケア病床への転換、また回復期リハビリテーション病棟への転換、何を変えようとしているのかというご質問であります。現在の3つの急性期一般病棟のうち、2つの病棟を地域包括ケア病棟と回復期リハビリテーション病棟に転換して、病床の利用率を上げることが収益の向上につながるものと考えています。

一方で、収益の向上だけではなくて、患者さん方にとっては地域で必要に応じた看護や、効果的なリハビリテーションを実施することができるようになるということから、在宅復帰を促進でき得るものとし、そして生活の質の向上を図り、急性期から回復期までを途切れなく治療できるようになり、患者さんやご家族の負担軽減、生活の質の向上につながるものと考えているところであります。また、高齢化の進展によりまして、回復期の医療需要は今後も高い状態で継続していくものと見込んでいるところであります。

魚沼圏域の医療機関は言わずもがなですが、「地域全体で一つの病院」として機能することを目的として大変な医療再編を行ってきました。各医療機関はその目的を達成するために、将来の医療需要を踏まえましてそれぞれの機能を担っています。

魚沼基幹病院においても、令和4年1月末で地域包括ケア病棟を閉鎖しました。全ての病棟が急性期に転換されたというところです。ここが大きな基幹病院の機能として、きちんと定まってきたということです。そして市立病院群も魚沼基幹病院と連携をさらに深めていくという、そういう連携感が今非常に高まってきております。これらを見て、将来にわたって

何よりも患者さんたち、いわゆる市民の皆さんのサービスに寄与できるものと考えているところであります。

もう一つの取組を申し上げます。病院事業全体の経営管理に関する部署の設置になります。経営分析、また医師確保などの運営企画を専門的に行っていく、診療報酬の上位基準の取得による、こういうことで収益向上を図っていかねばなりません。このために非常勤医師に係る人件費、材料費や委託料などの経費削減を図るなど、病院事業全体に係る経営改善を進めていくことが、私は新年度から力強く歩み出せると考えています。

このほかにも大小を問わず様々な経営改善策を実施していかねばなりません。病院経営の安定化と安心・安全な医療機能の充実に、さらに一丸となって取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。このことによつて人件費と、経営改善につながるということを説明できていると私は思いますが、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 14 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 7、第 15 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 15 号議案であります。令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 4 年度予算は、業務予定量として接続戸数を前年度より 50 戸増の 1 万 9,300 戸、年間有収水量は、前年度比 0.8%減の 584 万立方メートル、主要な建設改良事業を 8 億 1,003 万円と見込みまして、編成をいたしました。

収益的収入及び支出につきましては、収入では、下水道使用料を前年度比 0.8%減と見込みまして、収入合計は前年度比 4.7%減の 32 億 716 万円を計上しています。

支出を申し上げます。営業費用として施設管理費や事務費を、営業外費用として企業債利息や消費税などを計上し、支出合計は前年度比で 3.0%減の 31 億 5,617 万円を計上しています。

収益的収支の差引きでは、税込みで 5,098 万円の利益を見込みました。なお、損益計算書の税抜きレベルでは、純利益で 4,703 万円となる大変厳しい経営状況となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債、他会計出資金、補助金及び国庫補助金など、前年度比 12.7%減の 20 億 1,435 万円を計上いたしました。

支出では、建設改良費や企業債償還金など、前年度比 10.0%減の 29 億 6,903 万円を計上

しております。

主な事業としましては、農業集落排水の県流域下水道への統合事業の完了、六日町市街地の寺裏雨水幹線工事の実施加速化、及び不明水対策としてのマンホール蓋の更新工事に引き続き取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

収入が支出に不足する額は、前年度より約 3,600 万円減の 9 億 5,468 万円となり、損益勘定留保資金等で補填し、調整したところであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 15 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

接続戸数 1 万 9,300 戸、有収水量 584 万立方メートルで編成された予算であります。営業収益は 11 億 4,839 万円、営業費用が減価償却費 19 億 2,192 万円を含めて 28 億 5,104 万円である。企業債償還金は元利合計 24 億 3,830 万円と巨額である。水道事業と同じで、巨額の初期投資による不安定経営である。

貸借対照表を見ると、固定負債は 233 億 5,640 万円から 225 億 4,965 万円に減少し、現金及び預金は 4 億 12 万円から 2 億 449 万円へ減る見込みである。総資産は 555 億 2,610 万円から 544 億 1,117 万円へと減る。

キャッシュ・フローを見ると、業務活動はプラス 6 億 3,491 万円、投資活動はマイナス 1 億 3,193 万円、財務活動はマイナス 6 億 9,861 万円である。総じて資金はマイナス 1 億 9,563 万円で、期末残高は 2 億 449 万円と提案されているわけであります。

そこで、2 点をお伺いいたします。1、人口減少と節水で有収水量が減少に転じた。新たな経営戦略として料金改定は視野に入っているのか。2 目、償却資産有効活用のために、農業集落排水処理場の再利用に向けての予算づけはどうなっているのか。

以上、2 点であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、2 点につきまして答弁をさせていただきます。1 点目の新たな経営戦略として料金改定は視野に入っているかということであります。お答えいたします。令和 2 年度に見直しました改定経営戦略です。計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間としたものであります。投資・財政計画を推計しています。この中で人口減少などにより使用料収入が年々減少するという予測も当然盛り込んでつくっていきまして、この中では計画最終年の令和 12 年度には、現使用料の約 1 割の減少を計画で見込んでいます。

一方で、農業集落排水を県の流域下水道に統合する広域化事業であります。令和 4 年度に完了を予定しております。これにより、11 か所ある農業集落排水から 10 か所が廃止となります。1 か所残りますが、この統合により、年間の維持管理費が約 4,000 万円削減される

こととなります。

10年間の財政シミュレーションでは、現行の下水道使用料収入の水準、及び予定している一般会計からの繰入金によりまして、現在の経営状況を維持することが可能であると。これからの10年間に収支の差は生じないという見込みをしております。

現時点では料金改定の予定はありませんけれども、非常に厳しい経営状況にあるために、経営改善や事業計画の検証を行いまして、定期的な経営戦略の見直し、これは相努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、2つ目のご質問であります。農業集落排水処理場の再利用についてです。この予算づけはしたかということではありますが、廃止となりました農業集落排水処理場の再利用につきましては、令和4年度の予算計上には特に盛っておりません。遊休施設となる処理場の維持管理については、経費をより削減できる方法や多目的の利用を考えていかなければなりません。

現在の利用状況ですけれども、舞子処理場につきましては、水道の非常用水源施設になっております。そして五十沢西部処理場につきましては、消防署の機材保管庫となっております。そして宮処理場につきましては、下水道課の資材倉庫として現在活用しております。

なお、民間への売却も十分考えなければということでありましたが、民間への売却や、または有償——お金を頂いての貸出しなどにつきましては、補助金の返還とか、起債の繰上償還の問題がございまして、有効活用の範囲が現在は我々行政——市内での利用に限られているという現状にあることを、ぜひともご認識をいただきたいと思っております。

最終的には、有効利用の方法がなく遊休資産化する場合には、事業経理の手法として、減損会計処理の検討などもしていく必要があると考えているところでございます。

以上、説明させていただきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第15号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第8、第21号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第21号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年度税制改正で令和4年4月1日から施行される改正部分について、条例の関係部分を改正するものです。

主な改正内容は、グループ企業の連結納税制度の廃止に伴い、関連する条項を削除などするものであります。これまでグループ企業では、親会社と子会社、孫会社など100%の株式を

親会社などが所有している場合、国税である法人税申告においては、会社の所得を一定の調整後に連結し、連結決算と連結納税を親会社が行う連結納税制度を選択的に採用することができました。その制度が今回廃止になり、各法人が個別に法人税額の計算や申告、納税を行い、その中で損益通算などの調整を行うことで、主に事務負担の軽減やグループ経営の多様化に対応しやすくすることを目指したグループ通算制度に移行することによる、市税に関連する部分の改正になります。

その他、改正箇所は大変多くありますが、大半が地方税法の改正に伴って引用する条項に生じたずれの修正と一部文言の修正になります。内容的な改正はその1点になります。

それでは、新旧対照表でご説明をいたします。5ページをご覧ください。第10条は、引用する地方税法の規定の項ずれに伴う修正と、以下文言の整理になります。

6ページにいきまして、6ページの第5号は、法の規定の削除によるものです。第10条の2は、第40条第4項が今回の改正でなくなるために削除するものです。第12条は、用語の収益事業について明確化のために定義して、それに伴う規定の修正と、「除く」規定の条項を改正に合わせて修正するものです。

7ページ、第19条第2項の表は、法の項ずれの修正。続く第3項は、均等割の期間について、連結納税制度廃止により規定を整えるものです。一番下の第37条第1項から、めくっていただきまして10ページの第7項までにかけてですが、それぞれ引用する法令の規定の削除または項ずれに伴う修正になります。

進んでいただき10ページの第37条第9項は、連結法人においてみなす法人税割額等の規定のため、連結納税制度の廃止により削除し、それに伴い一番下の第10項から続いて12ページの第17項まで、項ずれの修正と規定の明確化などを行いながらそれぞれ繰り上げるものです。

12ページから13ページにかかる第38条第2項から第4項までは、法の条項のずれの修正、及び第3項は、連結納税制度廃止による該当規定の削除となります。

14ページの第40条第4項から第6項までは、連結納税制度廃止による規定の削除です。

15ページ、附則第2条第2項は、第40条第4項の規定が今回の改正で削除になることから、それに伴う修正となります。

最初のほうに戻っていただきまして、3ページをお願いします。3ページ、本改正条例附則になります。第1条は、施行期日について、令和4年4月1日からとするものです。

第2条は、経過措置に関する規定で、第1項で、法人の市民税の改正部分については、施行日以後に開始する事業年度分について適用するものとし、第2項で、施行日以前に開始した事業年度分については、なお、従前の例による、とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 連結納税制度関係の親法人、子法人という、そういう区別がなくなるとい

うことであります。結局、法人市民税として市に入ってくる法人市民税、それに対しても少し影響が出てくるかと思っはいますけれども、今のところまだ実態がよく分からないという部分があります。その辺について担当部局としては、法人市民税として市に入ってくる部分にどの程度影響が出るかというところが分かっていたら教えていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 法人市民税につきましては、均等割と法人税割がございまして、均等割のほうは何の影響もなく、法人税割のほうです。法人税そのものの申告方式が変わるのですが、企業ごとの損益通算の方式そのものは残りますので、明確にはちょっとあれなのですが、法人税額そのものに、どちらがどう有利になるというような大きな差は生じないものと思っております。今まで連結を使っていた方が、グループ通算になったから何が変わるということはないのではないかと考えております。

ただ、この制度そのものが狙いとしているのが、今まで連結納税制度が非常に難しかったということで、もう少し取っつきやすくするようにグループ通算というのを導入していると聞いております。その関係からすると、例えば今まで通算してこなかった企業、グループが、その通算を新たに用いることになると、それによって若干影響が出てくる可能性は考えられます。ただ、市内に対象となるグループなり親子関係の会社がどれだけあるかというのは、かなり少ないと思っておりますが、これは法人税の申告の関係なので、私どもも正確に何社というのはつかみきれない状況になります。

以上です。

○議 長 ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 21 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開を 3 時 5 分といたします。

〔午後 2 時 48 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長 長 日程第9、第22号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第22号議案 国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

この改正は、昨年の全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正の施行に伴う関係政令の整備政令等が昨年9月に公布され、これにより国民健康保険法の一部改正が行われたことにより、令和4年度の国民健康保険税から導入される未就学児の均等割額の軽減を行うため、南魚沼市国民健康保険税条例の関係部分を改正するものです。

今回の条例改正に係る法改正の内容は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の被保険者均等割額について2分の1を公費により軽減するというものです。また、低所得者世帯で既に7割、5割、2割軽減の対象となっている世帯の未就学児については、それぞれの軽減措置後の負担額のさらに2分の1を軽減することとなり、実質の軽減割合はそれぞれ8.5割、7.5割、6割となるものです。

なお、これによる軽減額を補填する公費の国、地方の負担割合については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。このほか、法改正に合わせて、用語の明確化等の修正が多くありますが、制度の改正点はその1点になります。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。5ページをお開きください。第3条は文言の整理になります。続いて、第4条、第6条、第6条の2の見出し部分は、基礎課税額を後期高齢者支援金等課税額と区分を明確化するための文言の追加になります。

めくっていただきまして6ページ。第6条の2以降、最後の16ページまでの第11条を第11条第1項に改正する部分があります。このほか多く出てきますけれども、今回、第11条第2項に新たに未就学児の均等割額の軽減規定を追加することとなったため、参照条項の修正になります。

第6条の3は、第4条で基礎控除後の総所得金額等について定義しており、不要部分を削除するものです。第10条は、第11条第2項の減額規定の追加に伴い、規定を明確化するための改正です。第11条第1項は8ページにまでわたっていますが、引用する地方税法の改正による参照条項の修正と、後期高齢者支援金等課税額と区分を明確化するための文言の追加になります。

めくっていただいて8ページまでいっていただいて、下のほうになります。第11条第2項が、これが今回新たに追加される未就学児の被保険者均等割額の減額規定になります。まず本文で、世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（未就学児）がある場合として、9ページのほうまでいきますが、次の区分に応じてそれぞれ減額して得た額として、差し引く額を規定します。規定では差し引く額を定めるものですが、減額割合が2分の1ですので、結果、最終的な賦課額もその額と同じになるというふうに見てもらって

よいものです。

第1号は、基礎課税額の被保険者均等割額についてで、軽減がない場合には2万1,500円が定額ですが、アは7割軽減対象世帯の未就学児の場合で3,225円、イは5割軽減の場合で5,375円、ウは2割軽減の場合で8,600円です。エは7割、5割、2割軽減対象外の世帯の未就学児の場合ですので、2分の1になって1万750円となるものです。

次に第2号は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額についてで、これも同じく軽減のない場合の満額は1万4,500円になりますが、アは7割軽減世帯の場合で2,175円、イは5割軽減の場合で3,625円、ウは2割軽減の場合で、5,800円というものです。エは7割、5割、2割軽減対象外の世帯の未就学児の場合で、7,250円となるものです。

9ページの第11条の3は、項の追加による修正と、めくって10ページのほうにいりますが、適用規定の修正になります。

附則第9項以降は、今ほどの未就学児の均等割額についての減額規定の追加によりまして、それぞれ第11条と書いてあるものが第11条第1項になり、法第703条の5を第703条の5第1項に修正するものです。

戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。2ページに戻っていただき、本改正条例の附則になります。第1項は施行期日で、今回の改正部分が公布の日のものと令和4年4月1日のものがあるために、区別して規定しております。第2項は、経過措置の規定で、令和4年度分以降の国民健康保険税に適用するとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第22号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加します。

今回の改正が、未就学児の均等割の半額軽減につながることは評価をいたしますが、昨年の南魚沼市国民健康保険特別会計への反対討論でも述べましたが、均等割は所得や年齢に関係なく頭割りで課税されるわけで、まさに人頭税とも言うべき性格のものです。生まれた途端に均等割が課税されます。当然ですが、他の保険制度にはありません。政府もようやく2022年4月から未就学児の均等割の5割軽減を決めました。しかし、子育て世帯の負担は未就学児より上の世代が大きくなっています。対象年齢の拡大と全額公費負担を求めていくべきだと考えます。子育て支援のためにも、市独自で上乘せの減免もしていくべきだと考えます。

改めて対象年齢の拡大と市独自の上乗せを求めて、反対討論といたします。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 当議案に対して賛成の立場で討論に臨みたいと思います。

多分、反対者の方もこの議案自体に反対はしていないと思うのです。というのも、反対者の方々はいつも均等割自体に反対しているのでしょうけれども、実際のところ、それが未就学児に限ってですが半減するというのですから、これは我々としては、何ら反対する必要がないと私は思うのです。

国が2分の1、県が4分の1、当然、市もそれなりの負担をしなければならないわけですが、ただ、子育て世帯のためにも、これは絶対に通さなければいけないような条例だと思ふのです。いろいろな考えはおありなのでしょうけれども、それをあえて反対することは、私はどうかと思わざるを得ません。

やはりここは皆さん、さんざん議会でもまれました、少子高齢化の中で子育て世帯にどうやって支援しなければならないかというのを、我々はさんざん議論してきたわけではないですか。ここはやはり一致団結して子育て世帯を応援する姿勢を、議会としては通してみせるべきだと私は思いますので、何とぞ皆さん賛成でお願いしたいと思います。このとおり。

○議長 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第22号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第10、第23号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第23号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本年4月1日に、現在の上関小学校と石打小学校が統合し、新たに石打小学校が開校することに伴い、南魚沼市行政財産の目的外使用条例の教育財産の学校施設の名称を改め、また、南魚沼市公有林野等に関する条例の学校林の学校の名称を改めたいものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。目的外使用条例の別表の2、この表は、行政財産のうち、教育財産の使用料を定めたものでございますが、現行の屋内体育館の部の学校名に、石打小学校、上関小学校とあるものを、改正案のとおり石打小学校としたいものです。

4 ページをご覧ください。統合後の石打小学校は現在の上関小学校の校舎を使用いたします。そのため、現行の表中、グラウンドの部の学校名に、栃窪小学校、石打小学校とあるものを、改正案のとおり栃窪小学校と改め、下段の上関小学校を石打小学校に改めたいものでございます。

また、4 ページから5 ページにかけての表は、南魚沼市公有林野等に関する条例となります。5 ページの別表第3の(2)の表中、現行の上関小学校とあるものを、改正案のとおり、石打小学校と改めたいものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則をご覧ください。改正条例の施行日は令和4年4月1日からとしたいものです。

説明は以上で終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 教育財産のほうの場所と名前の変更であります。そうすると、旧石打小学校といいますか、グラウンド、体育館等々については、普通財産という位置づけになるわけです。そこら辺の普通財産にするということの改正というのは、一緒にするものではないのかと思いますけれども、担当が今度は教育部から総務部のほうに移るわけですが、そこら辺はどうなっているのか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 おっしゃるとおりで、学校の目的でなくなるわけなので、普通財産にするのが当然でございますけれども、まだ使用目的が決まっておられませんので、令和4年度につきましては、教育委員会のほうでお預かりして、利用目的が決まりましたら、速やかに普通財産にさせていただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第23号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例及び南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 24 号議案 南魚沼市雪国おくにじまん会館条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 24 号議案 南魚沼市雪国おくにじまん会館条例の一部改正について、ご説明いたします。

本条例は、浦佐地域においてまちづくりを推進すること並びに普光寺などを主な資源とし、観光振興や教育、文化の向上に寄与するための中心施設として機能することを目的に制定されている条例です。

こちらにつきましては、平成 22 年度に南魚沼市地区センター設置条例改正を機に、本会館に浦佐地区センターが設置され、浦佐地域づくり協議会が入居して以降、施設の管理運営を行っており、浦佐地域全体のコミュニティ活動の中心として、また地区住民の集える自治活動の拠点として機能しております。

こちらについては、現在は商工観光課で所管しておりますが、現在の主たる利用が地区センターとなっていること。また、1 階に入居しておりました J A みなみ魚沼浦佐支店が令和 2 年 9 月に移転し、J A 移転後の 1 階スペースに浦佐地域づくり協議会及び地域の皆様からの地域活性化の拠点を設けてほしいという要望があったことから、現在、整備に向け準備を進めているところでございます。そのため、こちらの予算執行につきましては、本年度から他の地区センターと同様で、大和地区については大和市民センターに事務の移管を進め、令和 4 年度からは総務部に所管替えをしたいことから、これに対応すべく一部改正したいものであります。

それでは内容についてご説明申し上げます。3 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 1 条中、まちづくりを推進し、観光産業及び商工業の発展と教育及び文化、というこの文言を、住民等による地域づくりを推進することにより、地域文化及び産業の振興、住民の交流促進等の地域の活性化を図り、もって住民福祉、と改めさせていただき、主な設置目的に地域づくりの推進と住民福祉の向上を加え、現条例で内容が設置目的と重複しておりました第 3 条につきましては、そのものを削除させていただきます。

また、第 4 条、管理運営、こちらのほうを第 3 条に繰り上げさせていただき、第 2 項の雪国おくにじまん会館の施設内容充実を図るための商工会等各団体からの協力項目を削らせていただきます。

以下、現行ですけれども、第 5 条から第 7 条までをそれぞれ 1 条ずつ繰り上げ、第 5 条、使用料の使用目的を第 3 条の事業から、今回、第 1 条に規定する設置に改めるものでございます。

1 ページに戻っていただき、附則としまして施行日を令和 4 年 4 月 1 日としたいものでございます。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2点ほどお伺いしたいのは、そもそもおくにじまん会館でありますけれども、1階に・・・という施設があってそこを拠点にしてという、そういうつもりで多分、旧大和町ではやられたのではないかと思います。それを今度はまちづくり協議会であるとするならば、あそこの要は駐車場ですよ。すごく狭いと。そういうことを考えたりなんかすれば、働く婦人の家というのが浦佐の駅前にございます。そこには商工会も事務所を構えておりますし、大和郷土地改良区も事務所を構えているというところで、駐車場が非常に広いというところがあります。まちづくりの拠点ということであるとするならば、やはり浦佐の駅前の働く婦人の家のほうが私はふさわしいのではないかと思いますけれども、そこら辺をどのように判断なされたのかということをお聞きしたいです。

それから当初予算に関わる問題でありますけれども、令和3年度と令和4年度の管理費を見ても、非常に上がっていると。そして定期改修というのも予算づけされているわけです。農協さんがいた1階部分を改修して何とかとすることならば、そこまでしてやるのであるなら、やはり浦佐の駅前の働く婦人の家に行ったほうが、いろいろな機関もあるし駐車場も広いということであれば、ベストな位置ではないかと思うのですけれども、その辺をどのように判断なさったのかと。

2点をお伺いしたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず1点、浦佐地域づくり協議会が入るのは働く婦人の家がいいのではないかというお話ですけれども、おくにじまん会館に移る前につきましては、浦佐大区それから浦佐地域づくり協議会の事務局自体は働く婦人の家にありました。ただ、その中であそこは一般利用があったり土地改良区さんが入っている関係から、あそこをちょっと拠点として置くにはなかなか——いろいろな運用であったり利用方法であったり、そういうところで問題がありましたので、平成22年からおくにじまん会館のほうに条例改正をして移った経過がございます。

それから改修してということですが、管理費が上がっているものについては、こちらについては、もともと当初トイレ等の掃除であったり、そういうものをかなり低減——安く抑えていた部分があるのですけれども、そこについては今、浦佐地域づくり協議会さん等がやっただけなので、その分は正当な金額のほうに上がってきているということです。

改修についてということです。やはり働く婦人の家のほうについても、現在いろいろな設備については老朽化、それから空調については令和4年度に変更します。そういう関係からかなり改修もこれから出てまいりますので、やはり働く婦人の家ではなくて、おくにじまん会館1階を改修するのも含めた中で、そちらを拠点としたいということです。

あとは、おくにじまん会館については、あの近辺の行政区——3行政区になりますけれども、集会所として使っていたり、あとは避難所としても使っている経過がありますので、やはりそこについては地域の拠点だということで進めたいと考えています。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 浦佐地区の中で、確かに働く婦人の家はかなり老朽化も進んでということで、今後どうするかという話も多分進んでいるのだと思います。しかしながら、浦佐地区のほうの集まりというのが、毘沙門通りにあるということがよいとするのか。やはり今は駐車場ですよ。車を置くと。お寺の駐車場を使わせてもらっているようではありますが、そうではないというところを、私はぜひとも考えるべきではなかったかと思っております。

それから、当初予算に関わりますけれども、まちづくり協議会の在り方そのものが変わろうとしているわけでありまして。そんな中で、やはり建物自体を大分改修しなければならないということと、駐車場をどうするのかということを考えれば、私はやはり働く婦人の家にもう一度という考えになるべきではないかと思っております。

それは地元の方のお考えは非常に重要であります。しかしながら、将来的にどこを浦佐地区の拠点とするべきか、ということになれば、かなりの駐車場を持った広いところでなければ私は駄目ではないかと思っておりますけれども。そこら辺についてどのような話合いがなされたのかということがあれば、ちょっと教えていただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、働く婦人の家の駐車場ということですが、あそこは広いとはいっても、実際にあそこは大和郷土地改良区さん、それから大和商工会さんも使われているわけです。ですので、絶対的な駐車場の量としては——おくにじまん会館の横はもともと、例えば観光で普光寺さんへ来られたバスがとまったり、そういう部分では広いと感じておりますので、そこについてはまず問題ないだろうと考えております。

あと、将来的な拠点ということでは、確かに両施設を統合したほうがいいのではないかと、いろいろな議論はあります。ただ、そこについては、将来的にはそれも考えていかなければいけないですけれども、現時点としてはやはりおくにじまん会館も、それから働く婦人の家のほうにも集会所にしている行政区があるわけです。その辺のところと整合をつけながら、あと施設の長寿命化を図るのか、大規模改修なのか、もしくは廃止して統合するのか。そこについては、私ども担当部のほうでの一存という形にはいかないもので、地元と話合いをさせていただいて、今ある現状の中でどういう運用が一番いいかということで考えた末が、こういう結果に至ったということです。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 将来的な活用ということで、どちらかに統合ということは当然考えなければいけないと思います。そうした中でいくと、例えばおくにじまん会館の道を挟んだ前とい

うのは、第四北越銀行がございますけれども、あその駐車場を見てもかなり狭いというのもあるので、民間としてはまあまあという、ひょっとしたらニーズもあるかもしれないという部分でありますよね。やはり大きな土地、広い土地を求めてどうのこうのと考えたとすれば、私はやはり働く婦人の家のほうに統合して拠点化していくということのほうがよいのではないかと思いますけれども、これは地元の考え方とは違うとか、あるいは担当課と違うと言われればそれまでだけれども。やはり幾つかの施設に分散していくというのは、私はよろしくないと思いますよ。

ですので、部長が統合云々についてというふうな発言をされたわけでありましてけれども、そこら辺を含めていくとするならば、やはり大規模修繕みたいな大金をかけて改修するというのではなくて、とりあえず事務所として使うというところで、おいおい考えていくという方向がいいのではないかと思います。こういう考え方に対してはどうなのかと。いや、それは駄目だと言われればどうしようもないですけども、考えはどうですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今回の機能を維持して施設を使うということであれば、修繕等を行って長寿命化という考え方でいいかと思うのです。今回、1階をどう活用するかについては、地元のほうからもご要望があり、それから浦佐地域づくり協議会でも話をいただき、地元で運営できる団体をつくって地元のコミュニティスペースという形でお話をいただいた中で、令和3年度に一応予算を、もう採択いただいているものになります。構造等を変えているわけではなくて、やはりお年寄りであったり地元の方が使いやすいと。そういう内装の変更ということになりますので、そこについてはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第24号議案 南魚沼市雪国おくにじまん会館条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、第25号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 25 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。

令和 2 年 11 月の改正道路法の施行に伴い、今回、新潟県の道路占用料徴収条例が一部改正されましたので、これに倣い南魚沼市道路占用料徴収条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、昨今の車社会を取り巻く環境の中における自動運行補助施設——いわゆる自動運転車の運行を補助する磁気マーカーや電磁誘導線などの施設を、道路上や道路の地下などに設置する場合の占用料を今回新たに定めるもので、徴収条例第 2 条の別表において、法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項の次に追加するものです。

それでは、3 ページの新旧対照表をご覧ください。3 ページから 4 ページにかけての別表第 2 条関係で、占用料の額を改正案のとおりに定めたいものです。右側の現行の表、上から 3 行目、法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設では、占用面積だけの区分けであったものを、左側の改正案のとおり、法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設として自動運行補助施設を追加し、長さや本数、面積などに細分化し定めるものです。なお、金額は県条例と同額になっております。

それでは、2 ページに戻っていただいて、一番下の行、附則にあるよう、施行期日を令和 4 年 4 月 1 日としたいものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、この条例改正の部分では全国でも同じような状況があつて、条例制定していくという動きであろうと思うのですが、そこに間違いはないかということ。

それから料金設定ですけれども、これも多分全国的に見てこうだというところで料金設定がなされているかということと。

3 つ目としては、自動運転のモデル事業でありますけれども、そういったものがうちの市にオファーといいますか、何か来ているのかどうかと。

以上、3 点だけお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 点目、全国的ということ、今回の条例改正ということでございます。

2 番目として料金ですけれども、市の条例、占用料については、県の条例を準用しているということでございます。

3 点目のモデル事業、市のほうには問合せ等は全然、業者等からも来ておりません。今のところそういう状況でございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 25 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 26 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 26 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在、市で管理している市営住宅のうち、このたび建物の老朽化のため、上原住宅の全部——昭和 45 年度建設、及び北原住宅の一部——昭和 47 年度と昭和 48 年度建設。これにつきまして用途を廃止し取り壊しました。なお、これらの住宅は政策空家制度を導入し、公募は停止しております。このため、当該住棟を市営住宅条例の別表から削除することにつきまして、条例の一部改正を行うものです。

3 ページの新旧対照表をお願いいたします。別表の右の欄、上原住宅の項を削り、同表、北原住宅の項中、5 号棟及び 7 号棟を削り、左の欄のとおり 4 号棟のみとする一部改正を行うものです。

1 ページに戻っていただきまして、附則としてこの条例は、公布の日から施行したいものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 26 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 27 号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 27 号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和 3 年 5 月 19 日に成立しました、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴いまして、これまで制度を実施する主体によって適用される法令が異なっていたという状況から、個人情報の保護に関する法律に一本化しました。個人情報保護に関する規律を統一化することとなりました。

この改正によりまして、令和 4 年 4 月 1 日から行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、この 2 本の法律が廃止されました。個人情報の保護に関する法律に一本化されるということ。並びに同法律の附則におきまして、統計法が一部改正されたということから、これら 3 法を引用している箇所について、条例上、文言を修正する必要が生じたというものでございます。実質的な規定内容には変更はないものでございます。

3 ページ、新旧対照表をお開きください。第 2 条第 1 号のアであります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の引用箇所ではありますが、これを改正後の個人情報の保護に関する法律の該当条項に改めるもの。

同条の第 10 号であります。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の引用箇所ではありますが、これを改正後の個人情報の保護に関する法律の該当条項に改めるというものであります。

4 ページのほうです。第 50 条第 1 項は、統計法の改正に伴います条ずれの修正。それから同条第 4 項であります。これは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の引用箇所を、改正後の個人情報の保護に関する法律の該当箇所に変更するというものでございます。

1 ページであります。一番下、本改正条例の附則でございます。施行期日を令和 4 年 4 月 1 日からとしたいものでございます。

以上で、第 27 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 27 号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 28 号議案 川舟展示室条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 28 号議案 川舟展示室条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

この施設については、六日町大橋のもとにございます、こうりんぼうという川舟が入っている施設の指定管理に係るものです。本条例は地域の通商を支えた舟による運輸の歴史と、舟運を支えた大舟こうりんぼうに関する資料を展示し、地域文化の伝承と地域内外の人々の交流の場として、川舟展示室を設置するに当たり、平成 20 年に制定した条例です。

設置以降現在まで、指定管理者として川舟復元を目的に平成 18 年に設立されました団体、魚野川の川舟を復元する会が、展示室と川舟、それからすぐそばにあります足湯であるお六の湯、こちらの管理運営を行ってきております。しかしながら現在、指定管理者である当該団体構成員の高齢化が進んだことから管理が滞ってしまっておりまして、3 月末をもって指定管理を終了することといたしました。

本来であれば、新たな指定管理者の選定を行うべきところですが、指定管理者として利用収入を得られる施設——設備になりますけれども、こちらが川舟のみと、ちょっと特殊な施設でありまして、設置当初より外部から利用者はほぼなかったと。平成 24 年に 1 件ありましたけれども、それ以降については利用料が入っていないという形であることから、やはり今後も指定管理者への利用料収入は見込めないと考えますので、川舟の維持管理も含めると、新たな指定管理者の選定は非常に難しいのではないかと考えました。

そのため、今後は新たな指定管理者は募らず、市において直接管理することが望ましいと考えることから、これに対応すべく、条例を一部改正したいものであります。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。3 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 3 条を指定管理者による管理から普通の管理に改めさせていただき、条文についても、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせるものとする、としておりました。

たが、こちらを市長が行うに改めます。それに伴い、第4条、指定管理者が行う業務を削らせていただきます。

その下、第5条以降、めくって4ページ、5ページにまでわたる各条文をそれぞれ1条ずつ繰り上げるとともに、条文中、指定管理者とあったものを市長に改め、また、現行第5条及び第9条中にある、市長の承認を得るという部分は削除し、直接市長が認める内容に改めさせていただきます。

さらに4ページの下段になりますが、現行第10条の利用料金は使用料に改め、以下条文も同様に利用料金を使用料に改めるとともに、5ページの第3項、指定管理者が市長の承認を得て行う利用料金の額の決定と変更、及びその下、第4項の利用料金は、指定管理者の収入とする、を削ります。この改正により、使用料は直接市に納入されることとなります。

また、市の直営施設になることから、附則第2項の指定管理者不在等期間の管理業務、めくって6ページの附則第3項から第4項の指定管理者不在等期間の使用料についても削ることとなります。

2ページに戻っていただき、附則第1項としまして、施行期日を令和4年4月1日とし、附則第2項で経過措置、附則第3項では施行日、4月1日以降になりますが、その後の利用申込みが施行日前にあっても、改正後の条例に基づいて手続をすることができると規定しております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 改正の内容はやむを得ないのではないかと思いますので、これを見ますと、そうすると市の直営後も基本的にはあの川舟は貸出料も含めて、そういった利用を想定して運営していくということなのかどうか。そうすると、例えば使用者の募集といいますか、今度は使用があるような取組をやっていくのかどうか。

それから、木の舟ですのでずっと水に浮かべない状態で乾燥すると、あれは水に浮かべたときに例えば水が漏れるとか、そういった辺りの補修というか、時々水につけてやるとか、そういうことをしなくても舟の運行自体には差し障りがないのか。何かそういう管理をしているのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 貸出しについては、一応、市が直接行うことにするという形になりますので、もし借り受けた方がいれば、それは市のほうにおいてその受付を行うということになります。

それから2点目、木の舟ですので、やはり木が痩せたりということがあると思います。実際あの舟につきましても、船舶検査というのが法定上ございまして、5年に2回、車検みたいなものです。5年間で1回の検査、あとは中間検査というのが定められておりますけれど

も、そこについては現指定管理者のほうもなかなかできなくて、平成27年が最後の検査になっております。ですので、使うに当たってはその検査を通した中で水漏れ等は当然確認しなければいけないと思いますが、そこにつきましては、やはり借受けの要望等がある場合については考えていくべきだと考えております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 事情は分かるのですけれども、貸出しを前提に使用料を定めてやっていくけれども、申込みがあった場合は検査してみて、使えなければ事情で諦めてもらうということになるのか。そこで修繕するのか。どちらかという貸出し自体を——今のような検査もずっとできていないという状況であれば、貸出し自体を断念して、歴史が分かるように展示室といいますか、展示のほうに思い切って切り替えたほうがいいのではないかというような気もするのですが、その辺ちょっとお考えをお聞かせいただければと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 確かにずっとあれについては、実際に川のほうに浮かんでいないので、現時点で展示されている状態になっております。ですので、一応条例の中に使用料という形でありますので、そこについては、使える、使えないというのも今後含めてちょっと検討は要りますけれども。やはりもうここ数年来は展示という形になっておりますので、状況が——もしも借手等、要望等なければ、やはり検査をしても費用がかかりますので、そのところについては様子を見た中で、私どもとしては現状のまま維持して展示していくというふうには考えております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 聞き逃していたらすみません。平成24年から1度も利用実績がなくて、平成27年から検査もされていないということですが、直営にするという判断が遅いのかなと思ってしまうのですが、なぜこのタイミングだったのか、お聞かせ願います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほども申し上げましたけれども、あくまで魚野川の川舟を復元する会、この会の方々というので当然熱意を持たれて、足湯の管理も含めて頑張っていたいてきたわけです。その方々が、その時点ではといいますか、舟は当然維持したいですし、できれば自分たちでも利用したいと考えていらっしゃったことです。そこについては指定管理をやっている上で、検査の問題はありますけれども、利用者がいないとはいえ指定管理としては問題がなかったと感じております。それが今回、組織のほうが高齢化でできないという話なので、今その判断をしたということですが。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 28 号議案 川舟展示室条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 29 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 29 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和 6 年 8 月を完成予定としている南魚沼警察署新庁舎の建設・移転計画に当たり、この予定地が現在、地下水採取条例において重点区域内であって、条例に定める基準を超える大きさの井戸が設置できない状況にあり、それによって地域の安全を守る要の施設である警察署の機能が十分に発揮されない可能性があると考えられることから、条例に定める基準の適用除外施設として、新たに警察署を加える改正を行いたいものであります。

これについては、令和 2 年 12 月に新潟県警察本部から最初に照会を受けて以降、協議を継続し、また、市の地下水対策委員会へ随時情報提供を行い、審議していただきました。地下水対策委員会では、予定地が特に地盤沈下の進行してきた区域であることから、今後の地盤沈下の進行を懸念し、建設予定地の変更の可能性の確認や地下水以外の消雪方法の検討を県警本部に依頼することなどのご意見をいただきました。

最終的には、警察業務の特殊性や緊急出動の必要性などを考慮し、緊急車両の出入り等に支障が生じないように、必要最低限の地下水量の確保はやむを得ないとするご判断をいただいたところであります。県警本部は、こうした市側の要請を受け、必要最小限の範囲を絞った消雪計画にするとともに、地下水散水に頼らない消雪方法として、地中熱を利用した融雪設備を国庫補助金を活用して来客用駐車場の一部に設置することとして、これらを含め今年 1 月に最終的な計画が示されました。

以上を総合的に勘案した結果、緊急車両の出入りに支障が生じない範囲で、基準を超える消雪用井戸の設置許可ができるよう、条例の一部を改正したいものであります。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。3 ページをご覧ください。第 10 条の規定は、見出しのとおり、許可の基準を規定する条になりますが、その第 3 項は、本文の最後にあり

ますように、規定を適用しないということで、基準の適用除外を定めているところです。

第1号から第4号までは省略されておりますが、第1号は水道など飲料用に供する場合、第2号は市の防災設備の用に供する場合、第3号は道路の消雪パイプ、第4号は救急指定病院となっております。いずれも住民の生命、財産の保全に直結するものであり、その趣旨と同じく、続く第5号として、新たに警察法に規定する警察署として加えたいものであります。

なお、この改正により適用除外となった場合、第10条に定める大きさや本数の許可基準が適用されないこととなりますが、全く制限がなくなるわけではありません。依然、井戸の設置には、申請と市長の許可決定が必要であり、条例第12条第3項に、許可の決定に条件を付することができる、との規定があることから、さきに説明をいたしました、必要最小限の水量やそれに基づく揚水機の口径等の規模、取水の深度などを申請に基づいて審査し、地下水対策委員会にお諮りした上で許可決定に至るという流れとなります。

1ページに戻っていただき、附則であります。公布の日から施行するとしたいものであります。なお、この件につきましては、これまでの経緯や改正内容については、社会厚生委員会に昨年9月1日と去る1月31日にご説明を申し上げ、ご審議をいただいたところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 昨日の社会厚生委員会の報告資料——今説明もありましたけれども、それによれば、環境交通課長から、地盤沈下の問題を配慮した新しい技術も取り入れた今回の計画は、必要最小限の地下水利用と機械除雪、融雪を組み合わせた実効性のある妥当なものと考えている、との説明がされています。併用することで規制内の揚水量——これは規制を取っ払うのではなくて、規制内の揚水量に抑える、そういう計画にしてもらうことはできなかったのでしょうか。それをまずお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 要は現規制のものに収めることができなかったかというご質問かと思われれます。それについては、それこそ計画の例えば敷地と、あと建物の配置図ですとか、緊急車両の通行の仕方、ルートなどもこちらで確認した上で、やはりそれでは必要最低限のルートの確保ができないというところまでを確認して——要はパトカーであります、パトカーの出動のルートが確保できるようなという部分の面積を計算し、水量を計算して求めた結果、現在の規制では足りないということに至ったわけであります。

以上です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 そういうことだったのですが、同じく社会厚生委員会の報告資料では、最初4月15日に県警本部から、現行基準の吐出口径の井戸と機械除雪を併用しても警察業務に支障が出るということで、そのためには最小限の揚水量を確保できるような対応をすると。

そういう方向で5月中に一旦まとめています。その後も協議を重ねた中で地下水それから機械除雪、それ以外の融雪方法としてロードヒーティングの導入と、その後ロードヒーティングの導入の計画が提案されたということがありました。それは正面玄関の車いす等の優先駐車場付近での設置ということになっているのですが、規制の揚水量に抑えるために、ロードヒーティングの範囲を広げることをお願いしたとかということにはなかったのでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 地中熱による融雪装置をつけていただくこととなっておりますが、それこそ、こちらにお住まいの皆さんは分かるところですが、本当の降りのときにはいかなる—今のところ、それもクリアするような設備というのは、なかなかないというところをご承知のところかと思えます。今のところ機械除雪、あるいはそうでないならば、地下水を使った消雪パイプというのが一番道路が確保できるやり方であります。警察業務は非常に特殊で、それこそ24時間、365日、常に緊急出動ができないといけないという、この条件を満たすためには、大雪、大降りのときに対応ができないというような決定にしては、こちらもいけないという判断をしたところであります。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この問題については、全員協議会で説明されたときにも申しましたけれども、地下水に頼らない融雪方法、除雪ということで、県は頑張っていただきたいということ強く要望するということの中でも必要最低限の条例改正だということでもあります。要は地中熱による融雪ということが、この冬の雪の降り方等々を見ていても、やはり融雪屋根の消え具合等々見ていても、非常に厳しいものがあるということは予想できるわけです。

そうすると緊急出動に支障が出るから、やはり地下水、井戸を掘って水をくみ上げて、消す面積を増やさなければ駄目だという方向にいく恐れが私は十分にあると思うのです。そんな中でも今回の条例改正の中で、市長が必要最小限ということをつけ加えると言ったとしても、なかなかそれは現実的ではないとなれば、やはりもう一本井戸を掘らなければならないだろうという事態が当然私は起きると思うのです。

そうしたときに願って——この地盤沈下の重点区域内で、必要最低限ということで認められていた井戸のほかには井戸を掘らないと。融雪がなかなかうまくいかない、消雪がうまくいかないというときであっても、そのほかのことできちんと対応しますということが担保されない、やはり条例自体にも、なかなか「はい、そうですか」と私が言えないのはお分かりいただけますかね。

この冬の雪の降り方を見ていけば、やはりロードヒーティングをやられているところでも、消えが悪いですよ。そうなったときに、どうなのかということになったときに、「いや、県警さん、頑張ってくださいよ」と言わざるを得ないのです。そうすると一度くみ上げた水を再利用するか、あるいは前にも申しましたように、あそこは近くに温泉が出ておりますよね。その温泉のお湯を利用しながら、川の水をくみ上げて、そこで温めて、それを循環させて

消すという方法がいくらでも考えられるのです。

ですので、地下水に頼った消雪というのは、今回、市長が認めたその1本だけだと。それ以外についてはいろいろな方法で対応してくださいということが担保できるのかどうか。そこなのです。そこまではお話は多分していないと思います。ですけれども、そこができるかどうかというのは、私は大事な部分だと思います。話の中でどういうのが出たのか、もう一度お聞かせ願いたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 これ以上、それがまた増えないかどうかというご心配ということだと思いますが、当然それらを考えた上で、県警さんのほうには必要最低限の量、あるいは面積等はどのくらいかということで検討していただいた結果ですので、そう簡単にそれが変わるものとは思っておりません。

かつ、県警さんが初めてここに来るわけではなくて、今までもその施設があるわけですので、この地域の雪がどういう状況でどういったものかというのは、今いらっしゃる方が十分分かっていらっしゃることで、そこら辺が簡単に変わるものではないとは思っております。ただ、これは別に、絶対量どうだということが今の時点で——例えばどこかに約束をするとか、それもまた難しいことだと思います。

実際には、その消雪を使ってもらって、かつ機械除雪なども十分に考えていただいて、先ほど議員が言われました、一度くみ上げた水をもう一度再利用するなど様々工夫していただく中で、一度こうやって審議をしていただいたり、地下水対策委員会でさんざんやっていただいたりしたことがそう簡単に変わるようなことでなく、頑張っただけでいいと思います。が、約束として、これ以上どうだというものにはならないと思います。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そこが一番大切なところです。市側の思いと県警側の思いは多分違うと思います。ですので、県警からもそういうところの思いを話していただきたいのです。もうこれ以上は掘りませんと。何とか方法を考えてやりますというところは——こちらはもう掘らないだろうと思っても、県警はそうではないと、私はそう思います。本当に緊急出動になっているときに雪があつてどうするのだと言われれば、大変だ、では済まない部分もあります。

ですけれども、こちらの思いだけではなくてやはり県警の思いも、いや本当に地盤沈下重点区域とよく知っていますと。大体県のほうの県民生活・環境部で持っている環境センターのほうで、地盤沈下あるいは地下水の上下とかというデータは全て持っているわけです、県のほうでは。うちに公表される前に県のほうで集積されているわけです。そんなところを県警はよくよく見ていただいて、やはりそうなのだなという思いを私は聞かせていただきたいのです。こちらの思いは向こうに通じているのかどうかというところは、分かりません。分からないけれども、やはり話していただきたい。そういうところは交渉の中ではなかった

と思いますけれども、いかがですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 そうしたご意見は地下水対策委員会のほうでも出されておりました、県警側のほうにもお伝えして頑張ってもらっています。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 確認ですけれども、融雪で、水ではなくて地中熱で解かす部分というのは、一般市民のお客様が使う駐車場の部分ということで間違いないでしょうか。それが1点目の確認と。

2点目ですが、警察が出してきている計画に、実際何メートル掘るとか、そういう情報がないのですけれども、それについてはまだ決まっていないということによろしいでしょうか。

3点目ですけれども、周辺住民のお話を聞くと、隣の家が井戸を掘って、私の家の井戸が枯れてしまったみたいなの、結構そういう話を聞くのですが——この周辺のエリアです。そういった話は市では把握されているのか。

最後、4点目ですが、これは市から住民へ説明してからこの条例の改正をする——なぜこのタイミングでやらなければいけないのかということ。1回しっかり住民に説明してから改正に踏み切るといふ、タイムスケジュール的な、緊急的なものがあったのかどうか。

この4点お願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 融雪エリアの面積につきましては、459 平米となっております、先ほどの優先駐車場の部分もありますが、一般駐車場も含んだ面積となっております。

2点目、何メートル掘るかなどの情報につきましては、こちらの深度の規制につきましては、条例で 60 メートル以深から採水するということになっておりますので、今のところ 90 メートル程度という計画と聞いております。

3点目、この周辺のエリアでは、ほかの井戸によって枯れているところがあるという情報を把握しているかということですが、この周辺もそうですし、この周辺のみならず六日町市街地につきましては、やはり浅井戸については井戸のくみ上げが増えると、特に厳冬期、降り続いたときなどは、浅いほうから順に水が出なくなるということは、非常に情報を寄せられておりますし承知しております。それで、結構掘り替えも進んでおるといのが今の現状であります。

4点目、市が説明を行ってから改正のほうをすべきではないかというご指摘でございますが、これにつきましては、この問題は、例えば付近の住民に説明を行って、反応をうかがってどうこうするという性質のものではないと考えております。この条例というのは、市として独自に持っている井戸の規制というものを、警察署という特殊な機関についてどのように対応すべきか、という姿勢が求められている改正だと思っております。ですので、市の全体の地下水採取を考える地下水対策委員会のほうに何度もお諮りし、そして担当の委員会であ

る社会厚生委員会のほうにもご報告申し上げ、審議していただき、今日に至っているというところであります。ですので、ちょっと性質が違うものだと考えております。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 90メートル掘る計画だということで、90メートル掘ったときに、ほかの浅井戸にどんな影響を及ぼすのかというのは、市としてどう把握されているのか。どれくらい影響が出るかというのは、今の現時点で分からないのかもしれないけれども、分かっているかどうかということ。

2点目、警察の業務の特殊性について強調されましたけれども、お客様の駐車場エリアはピンクの地中熱でやると。今部長がおっしゃったのは、地中熱だとたくさん降ったときは、雪が全部消えなくて使えないかもしれない。だからこそ水でやって、パトカーが絶対出られるようにしなければいけないというのが——だと思っておりますけれども。

私は、警察署というのはパトカーが出るのも大事だけれども、一般市民が駆け込むところでもあるわけですね。犯罪被害者とかが、本当に大変なときに死に物狂いで駆け込んでいったところに、融雪エリア——地中熱でやっているから、大雪が降って駐車場に車がとめられなかったみたいなことがあったら困るわけです。だから、もしここのお客様駐車場が地中熱でOKということであつたら、パトカーのところもOKだろうし、もし絶対お客様が駆け込んでも大丈夫というふうにしたいなら、このピンクのエリアも全部黄色くして水でしっかりやって、お客様がしっかりいつでも来られるようにすべきだと思うのだけれども、そこについてどうですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 90メートルを掘ったときの、ほかに対する影響というご意見であります。それは近隣に例えば深い井戸なり多くくみ上げる井戸ができれば、浅いほうはやむを得ず影響を受けるというのは、経験則として皆さんご存じのところだと思います。どこに掘るとどこに影響が出るかというのが、これがなかなか因果関係なりどこまでというのは、それは本当に水みちの関係などもあるので、非常に難しいところだと思っております。一般論として影響はなくなるだろうとは思いますが、特定のところまでというのは難しいお話だと思っております。

それと2つ目の、緊急に駆け込むというような対応でございますが、警察署のほうで必要最小限、緊急な事案に対して——私はパトカーという表現を使いましたが、県警のほうで緊急時に必要な面積として上げて、これだけの水量が必要だと訴えてきたものでありますので、それを採用しているところでもあります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 29 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

警察業務という特殊性を鑑みて、住民に説明せずにこの改正をして、住民の緊急的なものを優先するという市の姿勢に関して――

○議 長 _____

○黒岩揺光君 _____

○議 長 _____

○黒岩揺光君 _____

お客様駐車場は地中熱でも大丈夫なのに、パトカー出動は水で消さなければいけないというのがちょっと僕には分からなくて。だったら、全部水で解かしてしっかり警察業務ができるようにして、何メートル掘ればこれは大丈夫だと。そういうのをしっかり精査した上でやればいいと思うのですけれども。地元住民の説明はする必要がないならば――では、もっと僕は、そこが分からなくて、しっかり説明した上で 90 メートルくらい掘りますよと。掘ったら、もしかしたら周りの住民に影響が出るかもしれませんよと。それでもこの条例は皆さんの安全安心を守るために必要なのだということを、しっかり説明しなければいけないと私は思うので、もしこの改正が今ここでしなければいけないという強い理由がないならば、一度待って、説明した上でやってもいいのではないかと思い、討論に参加させていただきました。

よろしくをお願いします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 29 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開を 4 時 35 分といたします。

〔午後 4 時 21 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長 長 日程第17、第30号議案 南魚沼市看護師修学資金貸与条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第30号議案 南魚沼市看護師修学資金貸与条例の一部改正につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

主な改正点は、南魚沼市の医療従事者を増加・増員することを目的としまして、次の2点になります。

1点目が、住所に関する要件を廃止して、市外から来ている、あるいは通学している学生にも貸与可能として、卒業後、市内で勤務することで修学資金の返納免除により、市内の医療従事者を増やそうというものです。

もう一点が、新入学生が修学資金貸与の対象となっていますが、既に在学中でも貸与の対象として申請を可能とするもの。この2点であります。

3ページ、新旧対照表をお願いいたします。第2条、貸与資格においては、修学資金の貸与ができる者について、南魚沼市に住所を有することとありますが、この条文を削除いたします。

第3条、申請資格においても、第2号で、市内に住所を有する者であること、とありますが、この条文を削除します。また、新入学生を修学資金貸与の対象者としていますが、在学中でも貸与の対象として申請を可能とするため、第3条第1号にイとしまして、市内の養成施設に在学中であること、という要件を追加いたします。

次に第6条、第7条、4ページでございます。先に改正案の第7条、貸与の方法において、第1項にただし書で、貸与決定した在学中の者への貸与は、その年度の4月に遡って一括して貸与される旨の規定を加えます。

また、このただし書を追加するために、改正前の第6条では貸与の方法を、第7条では貸与の期間をそれぞれ規定していますが、先に第6条で貸与の期間を規定しておく必要があるため、第6条と第7条の順番を入れ替える改正も行います。

加えて、改正案の第6条、貸与の期間において、第1号では、新入学生の貸与期間を、第2号では在学中の者の貸与期間を定め、それぞれ最短の修学期間を超えないように規定するため、在学学生については、既に在学している期間を差し引くこととします。

第8条、連帯保証人。現行は、貸与決定者が未成年者である場合、保証人のうち1人を保護者としていますが、令和4年4月1日の民法改正により、成人年齢が18歳となった場合、高校生の申請については17歳の場合と18歳の場合が想定されます。この場合の取扱いを従前と同様にするため、第8条第3項にただし書を追加します。

第9条、貸与の停止、休止及び保留。第1項第5号において、貸与を停止する者として南魚沼市に住所を有しなくなったとき、とありますが、今回の改正は住所に関する要件の廃止にありますので、この条文を削除します。第3項は、第6条と第7条の順番を入れ替える改

正に伴うものです。

次に、第16条、学業成績書等の提出。現行条例で養成施設に在学中の貸与決定者について、毎年、学業成績書等の提出を求めています。入学初年度の修学生については、学業成績書等の提出を現在求めています。このたび、在学中の者でも貸与の対象として申請を可能とすることから、貸与決定初年度において、入学初年度の新規貸与者と在学中の新規貸与者を同様の取扱いにするため、一部を改正します。

2ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は令和4年4月1日から施行したいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 非常にすばらしい条例の改正になると思うのですが、これから人材不足でいろいろな方がこの分野に挑戦されると思います。介護とか医療は非常に人手不足なので、子育てが終わってから挑戦しようという方がいらっしゃるかと想定して、この連帯保証人ですけれども、学校に行かれる方の親御さん、保護者ということを考えますと、やはり債務の履行ができないような年齢に達しているケースが、今後出てくる可能性はありますよね。そういった場合に、ちょっと優遇——優遇ではないですけれども、検討することが必要ではないかと思うのですが、その辺は想定していますか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今までそのような方が見受けられなかったということもありまして、今のところちょっと検討はしてはおりません。確かに言われるように、そういうことも想定されますので、ちょっと研究していきたいと思えます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点伺います。看護の人材確保のために大変有効なことだと思うのですが、借りやすくするということがメインの改正だと思うのですが、これについてはいろいろなところを変えるのですが、今まで相談を受けたりして、これを改正すればもっと借りてくれる人が増えるのだというような、見通しとかがあった上での各種の改正をすることなのかどうかを、1点伺います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 北里大学さんのほうから、入学者の統計といえますか、それをいただいております。まずは市外要件のところですが、2017年あたりですと、隣の魚沼市さんのほうから入学者が13人もいらっしゃいました。今現在は十日町の県立看護専門学校の影響もあって6名、それから十日町のほうからも2017年では7名の方が入学されていたり、現在は2名ですけれども。そういったことで、近隣の例えば小出辺りですと、住所を当然移さな

いけれども通学していらっしゃるというのを想定しております。

また、全く違うエリアから来られて、学生さんですと住所を動かさないでという方もいらっしゃると思うのです。ですので、そういう方々も全体では、例えば 2021 年ですと 51 名ほどいらっしゃるのですけれども、県内在住ですと 33 名ということで、差し引いたのがそのエリア外ということになるので、そういった方々も利用しやすくなって、この南魚沼市に魅力を感じて、看護師になっていただくという方が増えるのではないかと考えております。

もう一点の在学生に枠を広げたというのが、今年の試験でも 4 名しか——これは新入生の枠ですけれども——いらっしゃらなくて、やはり在学生に増やすことで、途中で何かの関係でこの修学資金を使いたいと、また南魚沼市のどこかの看護師になりたいという方もいらっしゃるだろうということで、在学生についても枠を広げた。そういったような 2 つの背景がございます。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 北里の学生さんはかなり全国から集まっていますし、住所をきちんと変更していない方もいらっしゃるかと思います。ですので、こういうふうに使えやすければ利用して、そして市のほうで働いてくださる方が増えればというのは、当然いいことだと思うのです。そうなりますと、5 人の枠ということが足りなくなる。もっと借りたいという人が、希望が増えるということも考えられるわけですけれども、こういった形でどんどん、その時々的情勢によって変更を考えていこうというようなことなのかどうかを伺います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 おっしゃるとおり、その点も内部で検討いたしまして、新年度のほうの予算になってしまうのでちょっと詳細は申し上げられませんが、その分の枠として予算上でも計上をさせていただいています。

この条例がもう既に 2017 年から 4 年ほど経過していますが、やはりそのときに応じた利用しやすさというのを考えて、がちがちに改正しないのではなくて柔軟に、市内の看護師さんが増えるのが一番の目的でありますので、そのために必要な改正は、その時々議会にお諮りしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 30 号議案 南魚沼看護師修学資金貸与条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 本日の会議時間は、日程第 21、第 34 号議案終了までといたします。あらかじめ延長いたします。

○議 長 日程第 18、第 31 号議案 南魚沼市森林公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 31 号議案 南魚沼市森林公園の指定管理者の指定について、説明いたします。

南魚沼市森林公園は、令和 4 年 3 月 31 日をもって 3 年間の指定管理期間が満了となることによりまして、次期指定管理者を指定するものであります。

本施設は現在、五日町森林公園施設管理組合が指定管理者として管理・運営を行っておりますが、管理組合構成員の高齢化、また中には亡くなった方もいらっしゃいますけれども、そういう方がいらっしゃる関係から、構成員の減少により、本組合では指定管理を継続できないとの申出がありました。本施設については、現在営業を休止していますが、五日町スキー場の中にあること、また施設敷地及びアクセス道路は地元地権者から無償で使用させていただいていることから、市においても新年度以降の維持・管理について、次期指定管理者の選定も含めて検討しておりました。

そうした中、本施設や五日町スキー場は地元にとって非常に重要な施設であり、今後も地域の子供たちをはじめとする青少年の野外活動の場として、また市民が安心して憩える場として残すため、新年度以降も地元で何とか管理・運営を担いたいとのことで、今までも当施設において多くの活動実績がある南魚沼環境・野外教育研究会に指定管理を担わせてほしいとの要望書が昨年 12 月 23 日に、今やっております現管理組合、それから地元の観光協会から提出されたものでございます。

南魚沼環境・野外教育研究会は令和元年に組織され、南魚沼の自然や環境について学び、教え、伝えることについて、報酬ではなく社会貢献として取り組むことを目的に活動しており、既に当施設においても多くの野外活動や研修、勉強会などを行ってきており、地域の活性化や市内の青少年向け教育も積極的に行ってきております。申請書類審査においても不適合事項は認められず、指定管理者選定審議会を経て指定管理者の候補として選定されたものでございます。

それでは議案の 1 ページをご覧ください。1、施設の名称は、南魚沼市森林公園であります。2、指定管理者に指定する団体は、南魚沼環境・野外教育研究会で、指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

めくっていただき、3 ページからは議案資料の指定管理候補者、南魚沼環境・野外教育研

究会の事業計画でございます。

さらにめくっていただきまして4ページをご覧ください。1の指定管理の基本方針では、南魚沼市森林公園条例第1条の目的、市民が森林の緑に接し、休養と健全な余暇活動による健康増進を図る、の達成のため、地域住民や市民が気楽に集い、憩う場としての運営に携わっていくとともに、この施設では体験活動を通じて、生物の多様性や里山文化の継承についての学びの場を展開していくとしております。

2は施設の概要であり、五日町緑の家を中心に、炊事施設や施設管理道路及び駐車場、池周辺の林間歩道等の施設を管理・運営するものであります。

3は利用計画で、年間131日、延べ1,025人の利用を見込んでおり、5ページにはその主な活動予定が記載されております。

めくっていただき6ページ。4が収支計画で、収入は炊事施設の利用料のみで、これに対し、支出が各施設の維持・管理経費と活動に係る保険料やその雑費となっております。その下、5は指定管理者候補団体の概要が記載されています。

7ページから9ページは、過去3年間の主な活動記録が記載されております。既に地域とのつながりがあり現場にも精通していることから、地元や地権者の理解や支援もあり、冬期間の建物の維持・管理も容易であると考えます。また、あくまで社会貢献を目的としている団体であることから、指定管理料も発生いたしません。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点、ちょっと確認も含めてお伺いいたしますけれども。こういう団体がこの森林公園の指定管理を受けていただくというのは、本当に素晴らしいことだと私は思っています、そういう観点でちょっと確認したいのですけれども。

6ページの収支計画を見ますと、利用料だけ。そして説明の中でも社会貢献を目的としているので、指定管理料は払わないということなので、それもこの段階では理解できるのですけれども。中身を見ますと、状況によっては利用料だけでは足りなくなる場合も多分あるのではないかみたいな気がするのです。そういうときにその指定管理料というのが発生するのかというのが1点。

その場合に、ちょっと心配なのは、指定管理団体の代表者が西野先生ですけれども、教育委員をされている方だと思うのです。そういう方のところに、指定管理料は今の段階は行かないのですけれども、不足が生じたときに、回っていく場合になったときに、いろいろ問題というのが出てこないかというのがちょっと心配なので、その2点をお願いいたします。

○議 長 農林課長。

○農林課長 不足分が生じたときにどうするかというご質問ですけれども、農林課のほうでは、現在不足分についての対応は考えておりません。ただし、大規模な修繕といったもの

があったときには、当課のほうで対応したいと考えております。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 西野さんが代表者ということで、教育委員だということですが、こちらについては、その審議の段階で、ほかの委員もやっている中で重複して大丈夫かという話もありました。が、そこについてはほかの団体——例えば保育園の指定管理等についても、そういう理事が市の委員をやっているというところがありますので、そこについては問題ないと考えております。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 先ほど前段に申しましたように、前提となる考え方からすれば、社会貢献で指定管理料も出さないの、そういうのでずっと動ければ、全然私は問題ないと思うのです。

ただ、この収支計画を見ますと、今、市のほうでは指定管理料とかそういう持ち出しは考えていないと言いますが、中身を見れば利用料だけで賄えない場合も出てくると思うのです。そういうときに、では考えていないから何とかしてくださいということで済むのか、済ませる予定なのか。そうした場合のときに、先ほどの繰り返しになりますけれども、そういう重複している、していないではなくて、教育委員という立場の中で大丈夫なのかというところを、再度もう一回お願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この収支の中で見ると、確かに炊事場の利用料で施設の維持をする形になっていますけれども、計画のほうを見ていただくと、子供たちの青少年教育、キャンプ等、実際にやります。イベントですとか、教育活動の運営については、各子供たちから相応の負担を取った中で、その事業一つ一つを実施していくという形になっています。

先ほど課長が申し上げましたけれども、大規模な建物の修繕等がある場合については、担当課では考えなければいけないと思いますが、それ以外について指定管理料はかからないと。将来に向かってかからないと考えております。ですので、例えばそれが教育委員さんという立場があったとしても、そこについては何らほかの施設と変わるものではないので、そこについて特別な措置をすとか、そういうものは考えておりません。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 基本的には、今の質問と立場的には同じですが、地域に密着したこういった団体から引き続き施設を管理していただく。このことは大変いいことだと思うのです。収支計画以外にもいろいろな行事をやって、その都度参加料等も頂いているということですが、それはそういう行事のもちろん参加料になると思うのですけれども。

事業計画の6ページの収支計画を見ますと、支出のほうが経常経費的で——例えばし尿の

くみ取りとか雑排水くみ取り、光熱水費とか保険料。何か収入が減ったときに節約できると思いますか、削減できるというものがあまりないのではないかと思います。逆にこういう団体、頑張ってもらっている団体が、ほかの事業で上げた収益の幾分かを市の施設の管理に投入しなければいけないということになると、何かそれはちょっと不合理ではないかという気がするのですけれども。

例えば今年度いっぱいまで五日町森林公園施設管理組合、管理していただいていたと思うのですけれども、今までの利用人数ですね。これが計画では965人となっていますけれども、今までもこれ以上くらいの、コンスタントに利用があったのかどうなのか。その辺、今までの状況がどうだったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今ご心配いただいている維持管理費が、実際にこの利用料で賄えるのかという話です。前の3番にありますけれども、やはり皆さんのほうがキャンプ、いろいろな教育活動というのを募集するわけです。やはりその中で、皆さんのほうでこれだけの回数を行って、これだけの人数を集めて、それがこの利用料を払って炊事施設を使うということで、今計算しております。基本的な考え方は、皆さんは、当然これだけの維持管理をするために、これだけの事業をやって人数を集めた上で、維持管理費を賄いたいと考えていると理解しております。

あと利用者数については、このあと課長のほうから申し上げます。

以上です。

○議 長 農林課長。

○農林課長 既存の団体が指定管理としてやってきました実績だけちょっとお答えをさせていただきます。令和2年度、コロナ禍ではございましたけれども、グリーンシーズンのみで773名の利用がございまして、収入の合計が27万550円となっております。

また、使用料収入については炊事施設のみとなっております、実際にはグリーンハウスそのものの利用もあるわけでございます。こちらについては、令和4年度の利用を見させていただいて相談させていただいた中で、グリーンハウスそのものの施設の利用についてもちょっと検討していかなければいけないかと考えております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 本当にこういう団体が、維持管理をやっていって駄目になったとき、次なんていうことにはなかなか施設の特異性もありますから、簡単にはいかないと思うのですけれども。そういう意味では、指定管理は経費節減という、指定管理そのものの命題はあるかもしれないけれども、こういった団体がきちんと管理しながらやっていけるという状態を、特にこういうような場合は、ある程度市のほうでも担保してやるというのも大事だと思うのです。

例えば今の数ですと、800名をちょっと切っているということですが、965名は見て

いると。そういう意味では、ここで代わってまた人を集めるというか、負担が増えてきていると思うのですけれども、そういったグリーンハウスのほうを考えていきたいと、今課長の答弁がございましたが、考えるというのは、有料化みたいなことを言っているのかどうなのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 農林課長。

○農林課長 利用料の関係ですけれども、グリーンハウスの使用料の関係について、ちょっと考えていかなければいけないかなということ、現在担当課のほうとしては、そういうふうに考えているところであります。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。そのこと自体が、これまでの地域や地元で利用していらっしやった皆さんにとって、また利用環境が変わるわけですので、ぜひこれまでの指定管理団体ですとか、今度新しい団体ともよくその状況や内容も聞いた中で、ぜひ検討のほうは慎重にお願いしたいと思うのです。

今回は部長のほうからも指定管理料の発生については、想定していないというお話でした。今回の指定管理はうまく受けていただくということで、本当によかったと思っています。ぜひこういった団体がきちんと健全にできるように——自分たちがやってきた、これまで子供を集めてやってきた教育事業から持ち出すなんてことまで想定しているということではないと思いますけれども、今後も含めて、ぜひそれらの状況を検討しながら——今グリーンハウスの話も出ましたけれども、そういった意味では臨機応変に検討していく。その辺の今後の考えというかがもしあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 現時点、指定管理料がかからないということについては、一番我々としてもいい指定管理者が申し出てくれたと考えています。ただし、やはり今議員がおっしゃるように、非常に少ない金額の中での施設運営という形になりますので、当然そこについては、今後、天候状態とかいろいろな状態もあるとは思いますが、経費がかかったりする場合、またその運営について支障が出る場合もあるかと思っています。なので、そこにつきましては、私どものほうも聞き取りを何回か行いながら、それが金銭的な支援になるのか、もしくはその利用についての例えば斡旋とか、そういう形の支援ができるのか分かりませんが、指定管理がうまくいくような形で支援してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2つお尋ねします。1つ目は、ちょっと私の勉強不足かもしれないのですが、大崎体育館のときは、指定管理という制度ではなくて直接地元の方たちをお願いされていて、指定管理に変わったではないですか。今回、大崎体育館みたいに、直接地元の人たちをお願いするという形態ではなくて、指定管理を選んだ理由、1点目と。

2点目です。何げない地域社会貢献活動、広がっている社会貢献活動が、外から見ると物すごい魅力的な観光資源だったりすることがあって、この五日町ももしかしたらそれなのではないかと、私は思っているのです。商工観光課の中で、これは単なる社会貢献活動ではなくて、今後、南魚沼の魅力を発信する一つの観光資源として考えていく余地はあるのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、1つ目です。大崎体育館については指定管理にさせていただいたのですけれども、こちらについては、例えば直営にすることも考えられたのではないかとということです。確かに今回、団体が高齢化のために辞めたいという話になったときに、やはり指定管理を外した中で、直営もあり得るだろうというふうに相談させていただきました。ただ、そうすると明らかにその施設維持は冬期間とか残るわけです。今現在スキー場、冬やっていませんので、例えば職員のほうがあそこへ行って、冬期間登って行って雪を掘るとか、いろいろな状況が出るわけです。そうした中で、あそこは地元の方も支援した中で、この団体が申し出て指定管理でやりたいということでしたので、我々としてはそのほうはありがたいと考えています。

それから、これはちょっと農林課の施設ですので、商工観光課の施設ではないので、答えとして正しいかどうか分かりませんが、魅力的な資源かどうかということですが、確かにロケーションとかというのも魅力的な資源であつたりすると思います。なので、これについては、今後どういう活性化ができるかというのはちょっと分かりませんが、当然その魅力のある程度発信して有効に使う。指定管理を進めるについては、この団体のほうも当然そこを取り組まれていくと思いますので、そこについては収益性が上がるようなものであれば、それはそれでありありがたい指定管理になると思います。依存はないところで、今後、活性化については考えていくべきだろうと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 8ページに南魚沼環境・野外教育研究会、活動の記録がございますけれども、令和元年7月11日に立ち上げ、設立ということで、参加者11名ということが載っています。今後の活動の方向等々については、6ページの概要の中に目的、内容等々が出ています。当初、この旧六日町で、ここが森林公園としてなったときには、恐らく観光施設あるいは観光発展に資するという目的で造られたと思います。そうすると当然、今回新たにこの方たちが指定管理を受けていただくについても、やはり地元の観光協会であつたり、五日町スキー場関係者は特にそうだと思いますが、そここの話合いの中ではどうだったのかというのが、まず気がかりな部分であります。

もう一つは活動云々を見ますと、8ページの中段にE C O P L U S——高野孝子さんが代表になっておりますけれども、そこがやられているデイキャンプと一応協力参加をしていると

いうことであります。SDGsということで、教育現場でもこれの実際の活動ということでもいろいろやられていると思います。そうすると、ちょっと教育長にお伺いしたいのは、こういう活動を通じて、やはりエコといいますかSDGsとか、それを子供たちに教育の一環として、ここを利用しながらやっていくという方向に非常にいい場所ではないかと思うのです。ですので、この代表者の中に深澤先生が名を連ねていましたけれども、高校の生物の先生です……

○議 長 議員、ちょっと指定管理のことなので、教育部とはちょっと違う質疑だと思いますので、よろしく願いいたします……

○寺口友彦君 指定管理であります、やはりそういう面を含めて観光施設なのかあるいは野外活動の部分なのかということ、これを見る限りだと野外活動ということになっているのだけれども、始めたときの旧六日町でどういう話があって、地元の観光協会あるいは五日町スキー場とどういう話だったかというところが非常に気になる場所なのです。

やろうとしていることは非常にいいことだけれども、であるならば、観光云々のほかにやはり教育施設として活用するという方向が出てきて、この方たちに指定管理というお願いを私はしたのではないかと思うのですけれども、そこら辺の事情をお聞かせ願いたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この団体のほうはもう以前からここで活動されていて、スキー場はまだ運営を、実際に営業していた。今年はやっていませんが、やっていた昨年、その前からもこの活動状況を見ていると、当然連携して取り組んできたわけです。なので、スキー場それから地元の観光協会、あと現指定管理者、それから地権者も含めた中で、当然気心は知れていますので、話し合いは当然されてきたらうと考えます。

多分、2点目にも絡みますが、この施設、もともと旧六日町時代は観光施設であったというのは間違いないですし、今でもスキー場が営業されれば、観光施設だろうと思います。ただ、スキー場が今営業されない中であっては、観光施設として収益を得るにはなかなか難しい中で、まずは地元の皆さんで話し合われて、小さなというか、スモールスタートになるのか分かりませんが、やるという形で取り組もうということになりました。やはりそこについては我々も理解をした中で、将来的には観光の見地から、ある程度回復なりができればいいのですが、そこに至るまでという中では、こういう利用の仕方というのも過去の実態からもありましたし、あるのだらうということでも認めたという形で考えました。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 地元スキー場それから観光協会、地権者もそうですけれども、そこいろいろとお話をされたのだらうと思いますというのではなくて、やはりきちんと話をされて、その方たちも含めて、この団体を推薦してきたというのであれば、地元も相当やってきているのだなという思いがあるのです。

それが、先ほども条例改正の中でもありましたけれども、市側の思いと地元の思いとが一

致しているのかどうかというところが、非常に気がかりなところなのです。だから、そこら辺が・・・が合っているということでやっていただいて、やはり観光施設からどうもこのやり方を見れば、恐らく教育施設みたいなものだろうと思っているので、そういう面での発展を促していくためにも、やはりきちんと地元とよくお話しした中で、この団体ならば地元も全面的に応援しますよというところが見えてこないと駄目なのです。部長が「思います」と言うのではなくて、「そうです」というところを説明していただきたかったのです。

そこがやはりなかったということは非常に残念だけれども、ここで条例を認めた後であっても、そういうところはきちんとやっていただきたいのです。農林課の施設だとしても、そこはきちんとやるというところを確認させてもらいたいのですけれども。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 すみません。言葉が足りなかったのかもしれませんが。提案理由で説明を申し上げたときにも、やはり地元から要望書が出てきたと申し上げました。実際に私ども担当のほうも、観光協会だったり、現管理組合、あと地元の地権者の方も交えた中で何回か話し合っ、これをどうやって指定管理を存続できるのかどうか、もしくは辞めるかについて話し合った中で皆さんで結論が出てきたというところですので、そこについては地元の理解を完全にいただいていると考えます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 31 号議案 南魚沼市森林公園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 32 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。なお、これは岩之下辺地でございます。よろしく申し上げます。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 32 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

この計画は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づきまして、辺地に該当する地域において公共施設を整備し、地域の利便性の向上や活性化を図るため、財政上の計画を定めるものでございます。この計画に基づきまして実施します公共施設の整備に必要とする経費については、財政運営上有利である辺地対策事業債をもってその財源とすることができるものでございます。同法第3条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

3ページをお開きください。南魚沼市岩之下辺地に係る総合整備計画書であります。岩之下地域につきましては、平成14年度で総合整備計画が一旦終了したという経緯がございまして、今回新たな計画を策定するものでございます。

ここに記載されております1番目、辺地の概況では、当該地域の概要を記してあります。その下、2の公共的施設の整備を必要とする事情、ここ長く書いておりますけれども、主に消防活動についてその必要性を記載しております。(1)の下から3行目になります。現在は、から始まりますが、現在は、平成9年度に整備した小型動力ポンプ付軽積載車を使用しているが、購入から25年が経過し、老朽化による故障も頻発している状況ということで、これを買い替えたいという趣旨でございます。

4ページでございます。公共的施設の整備計画ではございますけれども、令和4年度の1年間に係る整備計画書であります。小型動力ポンプ付軽積載車1台で事業費650万円。一般財源が650万円、全額を辺地対策事業債で充当するという計画でございます。

以上で、第32号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第32号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（岩之下辺地）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第20、第33号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（後山・辻又辺地）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第33号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は前号議案と同じく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律の規定に基づきまして、一旦決めました総合整備計画書を変更したいというものでございます。同法第3条第1項及び第8項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

3ページでございます。南魚沼市後山・辻又辺地に係る総合整備計画書です。後山・辻又地域の総合整備計画につきましては、本年度、令和3年6月議会におきまして、第46号議案として上程し、議決をいただいたものでございます。

めくっていただいて4ページになります。3の公共的施設の整備計画で、令和3年度から令和5年度にかけて、具体的な整備内容について定めを置いております。

整備番号の1番、これが合併処理浄化槽について、3戸で540万円。番号の2番で、小型動力ポンプ付軽積載車1台で580万円という計画でございましたけれども、当初購入予定でありました車両——この軽積載車ですけれども、その車両がモデルチェンジをしまして、安全装置の標準装備化などによりまして購入費が増加する見込みであるということで、この部分について変更を行いたいというものでございます。事業費を70万円増額して650万円。さっきの岩之下と同じ金額です、650万円。合計額もその分増やしまして1,190万円に変更したいというもの。

4ページの計画書の括弧書きの部分です。これを変更後の金額として書き加えるというものでございます。この表現は県の指導の下に定められた様式でございまして、指導に従って作成した計画書でございます。

5ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。総合整備計画書の1番目、辺地の概況について、人口、世帯数を最新の数字に改めております。

めくって6ページであります。3の公共的施設の整備計画について、先ほど説明を申し上げました変更部分を括弧書きで加えるというものでございます。

以上で、第33号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 33 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（後山・辻又辺地）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 34 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（清水辺地）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 34 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案も前 2 号の議案と同じく、特別措置等に関する法律の規定第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

3 ページでございます。南魚沼市清水辺地に係る総合整備計画書であります。清水地域の総合整備計画書の変更につきましても、本年度 6 月議会におきまして、第 47 号議案として上程し、議決をいただいております。

4 ページのほうです。3 の公共的施設の整備計画、ここで平成 30 年度から令和 4 年度にかけての具体的な整備内容について定めておりますけれども、今回変更となりますのは、番号の 2 番、小型動力ポンプ付軽積載車の整備に係る事業費が増額となったものでございます。理由は第 33 号議案で申し上げた理由と同じであります。購入予定の車がモデルチェンジで購入価格が上昇したというものでございます。

5 ページ、新旧対照表でございます。総合整備計画書の 1、辺地の概況については変更点はありません。2 番目の公共的施設の整備を必要とする事情について、その中で令和 3 年 1 月という文言を令和 4 年 1 月現在と改めます。内容は同じであります。

めくって 6 ページであります。3 の公共的施設の整備計画につきまして、小型動力ポンプ付軽積載車の整備に係る事業費を 70 万円増額して 650 万円。合計額も 1,730 万円に変更して、変更後の金額を括弧書きで加えるというものでございます。

以上で、第 34 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 34 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（清水辺地）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 34 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は 3 月 7 日月曜日、午前 9 時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後 5 時 24 分〕